

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

青森県人事委員会

目 次

別紙 1 報 告

I 給与に関する事項

1	職員給与等の状況	1
2	民間給与等の状況	2
3	職員給与と民間給与との比較方法の見直し	4
4	職員給与と民間給与との比較	4
5	職員と国家公務員及び他の地方公共団体職員との給与の比較	6
6	物価及び生計費	6
7	国家公務員の給与等に関する人事院勧告等	6
8	今年の給与の改定	6
9	職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等	8
10	教員の処遇の改善	8

II 人事管理に関する事項

1	人材の確保・育成等	9
2	働き方改革・良好な勤務環境	13

III	給与勧告実施の要請	17
-----	-----------	----

別紙 2	勸 告	19
------	-----	----

参考資料

報 告

人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、中立かつ専門的な機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業の従事者の給与並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与並びに生計費等職員の給与を決定するための諸条件について調査及び検討を行ったことから、人事管理に関することと併せて、次のとおり報告する。

I 給与に関する事項

1 職員給与等の状況

本委員会が実施した「令和7年度職員給与等実態調査」における本年4月1日現在の職員の給与等の状況の主なものは、次のとおりである。

(1) 職員数等

職員（職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号。以下「給与条例」という。）の給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。以下同じ。）の総数は、15,533人（昨年15,710人）で昨年に比べ177人減少し、その平均年齢は43.0歳（同43.1歳）、平均経験年数は20.8年（同21.0年）となっており、このうち行政職給料表適用者の平均年齢は40.9歳（同40.9歳）、平均経験年数は19.3年（同19.4年）である。また、性別構成比は男性55.5%、女性44.5%であり、学歴別構成比は大学卒83.0%、短大卒2.7%、高校卒14.3%である（構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、それらの計が100%とならない場合がある。以下同じ。）。

(2) 平均給与月額

職員の平均給与月額は392,541円であり、このうち行政職給料表適用者の平均給与月額は352,310円となっており、いずれも昨年に比べ増加している。

表1 適用給料表別職員数等

区分 給料表	適用職員数		性別構成比		平均年齢	平均経験 年数
		昨年比	男性	女性		
全給料表	15,533 人 (15,868)	△ 177 人 (△138)	55.5 %	44.5 %	43.0 歳 (43.4)	20.8 年 (21.2)
行政職給料表	4,379 (4,437)	63 (60)	60.6	39.4	40.9 (41.1)	19.3 (19.5)
警察職給料表	2,214	△ 13	86.5	13.5	37.4	16.2
海事職給料表	36	△ 2	100.0	-	47.9	28.7
教育職給料表(一)	2,647	△ 61	54.9	45.1	45.3	22.5
教育職給料表(二)	5,845	△ 168	41.1	58.9	45.7	23.1
研究職給料表	102	3	65.7	34.3	45.0	21.7
医療職給料表(一)	12	-	75.0	25.0	58.2	29.6
医療職給料表(二)	197	3	40.1	59.9	42.7	19.7
医療職給料表(三)	101	△ 2	8.9	91.1	37.2	15.3

- (注) 1 再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）は含まない（次表において同じ）。
 2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与条例附則第7項により給料月額が決定される職員を除いた数値である（次表において同じ）。
 3 ()内は給与条例附則第7項により給料月額が決定される職員を含めた数値である（次表において同じ）。

表2 給料表別平均給与月額

区分 給料表	令和7年4月	令和6年4月
全給料表	392,541 円 (390,893)	383,211 円 (381,904)
行政職給料表	352,310 (351,610)	342,913 (342,336)
警察職給料表	359,170	345,244
海事職給料表	417,288	408,269
教育職給料表(一)	424,750	414,508
教育職給料表(二)	421,323	413,362
研究職給料表	383,908	377,499
医療職給料表(一)	855,568	820,275
医療職給料表(二)	377,985	352,689
医療職給料表(三)	331,492	312,199

(注) 「給与月額」とは、給料月額に教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

2 民間給与等の状況

本委員会は、民間給与等の実態を把握するため、企業規模50人以上、かつ、事業所

規模50人以上の県内の民間事業所396（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した151の事業所を対象に、「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、公務の行政職と類似すると認められる民間の事務・技術関係職種に従事する者等を対象とし、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績も調査している。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の御理解をいただき、85.8%と高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

なお、後記3のとおり、職員給与と民間給与との比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った企業の割合は、大学卒で39.8%、高校卒で40.6%となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で68.5%、高校卒で89.1%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で31.5%、高校卒で10.9%である。

(2) 給与改定の状況

一般の従業員（係員）に対し、ベースアップを実施した事業所の割合は63.1%、ベースダウンを実施した事業所は0.0%となっている。

また、一般の従業員（係員）に対し、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は88.4%である。昇給額が昨年比べて増額となった事業所の割合は42.3%、減額となった事業所の割合は6.2%である。

表3 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係員	63.1	3.9	0.0	33.0
課長級	56.6	4.0	0.0	39.4

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除く事業所を100とした場合の割合である。

表4 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	90.0	88.4	42.3	6.2	40.0	1.6	10.0
課 長 級	83.2	81.5	43.9	3.2	34.5	1.7	16.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所を100とした場合の割合である。

3 職員給与と民間給与との比較方法の見直し

人事院は、官民給与の比較に当たっては、広く民間企業の状況を反映させる観点とともに、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が求められるとし、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえれば、公務の職務・職責を重視する必要があるとして、比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上に改める等の見直しを行うこととした。

本委員会としても、人事院が示した行政課題の複雑化・多様化や人材獲得競争の状況は本県においても同様であること、職員給与と民間給与との比較方法についてはこれまで人事院の取扱いに準じてきたこと、また、他の都道府県における見直しの動向等を踏まえ、人事院の見直しの内容に準じ、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直すこととする。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（職員にあっては表5の注書きの職員給与、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレース方式）を行っている。

本年4月分の給与を比較し、民間給与との較差を算出したところ、職員給与が民間給与を1人当たり平均10,791円（3.04%）下回っていた。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行っている。

今年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、年間で所定内給与月額に相当して4.64月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.55月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.09月分下回っていた。

表5 職員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較 差	
		①－②	$\left[\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right] \%$
366,158 円	355,367 円	10,791 円	(3.04 %)

- (注) 1 「ラスパイレ方式」とは、月例給の公民比較を行うため、職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを示すもので、具体的には、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較したものである。
- 2 「職員給与」とは、給料月額に扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。
- 3 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
- 4 前記3の見直しを行わなかった場合の較差は、9,233円（2.60%）である。

表6 民間における特別給の支給状況

項 目		民間事業所
平均所定内 給与月額	下半期（A1）	347,230 円
	上半期（A2）	362,215 円
特別給の 支給額	下半期（B1）	814,873 円
	上半期（B2）	831,709 円
特別給の 支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1} \right)$	2.35 月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2} \right)$	2.29 月分
	年間（計）	4.64 月分

- (注) 1 「下半期」とは令和6年8月から令和7年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。
- 2 前記3の見直しを行わなかった場合の年間の特別給の支給割合は、4.62月分である。

5 職員と国家公務員及び他の地方公共団体職員との給与の比較

昨年4月における給与水準について、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員とを学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合、本県職員のラスパイレス指数は96.8、都道府県職員のラスパイレス指数の平均は99.7となっている。

(注) 「ラスパイレス指数」とは、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により、国家公務員を100としてそれぞれ比較した指数で、令和6年4月1日現在の総務省公表値である。

6 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、青森市で3.4%上昇している。

また、本委員会が同局による「家計調査」等を基礎として算定した本年4月における青森市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ136,560円、155,910円及び175,280円となっている。

7 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理及び一般職の職員の給与について報告し、給与の改定について勧告を行った。

この報告及び勧告の概要は、参考資料のとおりである。

8 本年の給与の改定

職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

(1) 月例給

ア 給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間給与を10,791円(3.04%)下回っている状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を15,014円(3.62%)下回っていることから、高卒者に係る初任給を6.5%(12,300円)引き上げて200,300円、大卒程度に係る初任給を5.5%(12,000円)引き上げて232,000円とし、これを踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員が在籍する号俸に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在籍する号俸については、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行うことを勧告した。これらの状況を踏まえれば、職員の給料表につい

ては、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、人事院が医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し引上げを勧告したことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(2) 期末手当・勤勉手当

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.55月）は、本県の民間事業所における特別給の年間支給割合（4.64月）を0.09月分下回っている状況にある。

このため、期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間平均支給月数を0.1月分引き上げ、4.65月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分については、国の期末手当及び勤勉手当の支給割合との均衡を考慮し、期末手当に0.025月分、勤勉手当に0.075月分配分し、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降については期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることが適当である。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることが適当である。

(3) 通勤手当

(ア) 自動車等使用者に対する通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当については、国の制度や他の都道府県の状況等を勘案しながら、本県における通勤の実情を踏まえ措置してきており、近年の燃料費等の状況や通勤環境の変化等を踏まえれば、支給額の上限を引き上げ、四輪の自動車を使用する職員に対する通勤手当について上限を100km以上とし、80km以上の部分について2km刻みで新たな距離区分を設けるとともに、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設し、令和8年4月1日から実施することが適当である。

(イ) 月の中途に採用された職員等の通勤手当

人事院は、職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、月の途中で採用された職員等に対し、採用時から通勤手当を支給できるよう措置することとしており、その趣旨や他の都道府県の動向等を踏まえれば、国の制度に準じて措置することが適当である。

(4) 宿日直手当

宿日直手当については、これまで国の制度を基本として措置してきており、人事院が引上げを勧告したことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定することが適当である。

(5) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置することを勧告した。

本県において、給料表に定める給料月額の水準は、本県の最低賃金に相当する額を上回る状況にあるが、他の都道府県の動向等に留意しながら、人事院勧告と同様の措置について検討していくこととする。

9 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院は、職務・職責を重視した給与を実現し、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対応する観点から、在級期間に係る制度の廃止や特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大等を行うこととしている。

本県では職員の給与制度は国家公務員の制度を基本に措置してきており、在級期間に係る制度については、他の都道府県の動向等に留意しながら、国における制度の見直しの趣旨を考慮しつつ、本県の実情も踏まえて措置することが適当である。また、特地勤務手当に準ずる手当については、人事院勧告における支給対象の拡大の趣旨や他の都道府県の動向を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定することが適当である。

10 教員の処遇の改善

教員の処遇については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）により、高度専門職にふさわしい処遇や、職務や勤務の状況に応じた処遇の実現等に関する措置を講ずることとされており、本県においても、国や他の都道府県の動向に留意しながら、法改正に至った経緯やその趣旨等を踏まえて適切に対応する必要がある。

II 人事管理に関する事項

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保

社会情勢が激しく変化する中、複雑化・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材を継続的に確保していくことが不可欠である。

人材確保については、民間企業の採用意欲の高まりなどの影響も受け、厳しい状況が続いている。このため、職員採用試験においてもこれまでも多くの見直しを行ってきた結果、本年度の大卒程度試験の早期枠 S P I 方式と通常枠をあわせた受験者数は前年度を大きく上回るものとなった。しかしながら、職員採用試験の合格者のうち採用を辞退する者が増加傾向にあるなど、全体として人材確保の懸念が解消される状況には至っていない。

このような状況の下、公務遂行に必要な人材を確保していくためには、新規学卒者等の採用だけでなく、民間企業等における職務経験を有する社会人の採用や、高度の専門的な知識経験を必要とする業務等への任期付職員の採用など、現行の多様な採用制度を最大限に活用していくことが重要である。また、県職員の志望者を増やすため、職員採用試験について、受験しやすい環境の整備に継続的に取り組んでいくほか、多様でやりがいのある県職員の仕事について、その魅力を発信する取組や、勤務環境の改善、適切な処遇の確保など、採用辞退の抑制にも資する、働く場としての魅力を向上させる取組を引き続き進めていくことが重要である。

(職員採用試験の見直し)

職員採用試験については、公務を取り巻く環境の変化を見据え、職員採用試験が時代に即したものであるかどうか、多角的な観点から検証し、継続的に見直しを進めていくことが重要である。

本委員会では、本年度から大学卒業程度・早期枠 S P I 方式について試験職種を拡大する見直しを行ったところ、早期枠 S P I 方式と通常枠をあわせた受験者数は5年ぶりに400人を上回るものとなったが、技術職については、早期枠 S P I 方式と通常枠を合わせた受験者数は前年度を下回り、人材の確保が厳しい状況が続いている。

また、大学卒業程度・社会人枠試験については、本年度からこれまでの年1回（夏期）から年2回（夏期・秋期）の実施とし、夏期試験においては試験職種を9職種から15職種に拡大し、秋期試験においては2職種を募集した。その結果、本年度の受験者数は前年度を上回るものとなった。

図1 大卒程度（通常枠・早期枠SPI方式）
受験者数

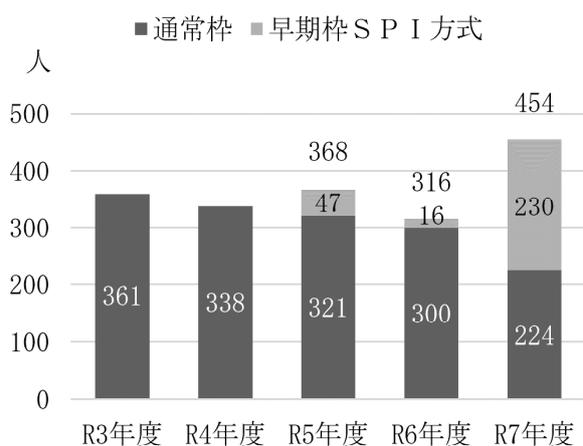
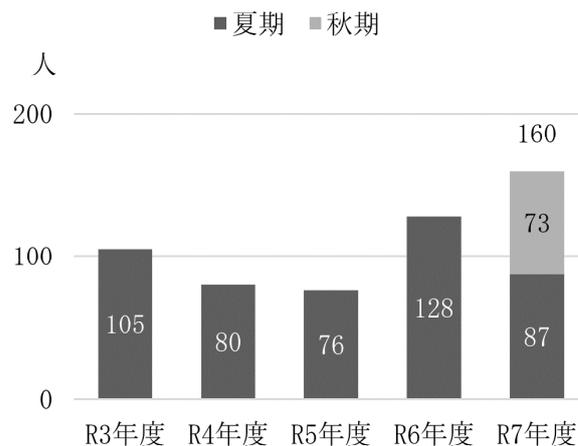


図2 大卒程度（社会人枠）受験者数



本委員会では、有為な人材の確保に向け、能力実証の観点に留意しつつ、国や他の都道府県における取組も参考にしながら、引き続き、職員採用試験の見直しに係る課題整理に取り組むとともに、大学卒業程度・社会人枠（秋期）や高校卒業程度の試験での技術職の試験職種の拡大の検討などを進めていく。

（仕事の魅力発信）

県庁が働く場として選ばれるためには、県職員の仕事への興味・関心をより高める必要があることから、学生等受験者となり得る層に対し、仕事の内容や魅力を積極的に発信することが重要である。

本委員会では、県職員の仕事が県民の生活を支え、やりがいを感じられる魅力的なものであることをアピールするため、任命権者と連携しながら、オンラインや対面による説明会の開催や、SNSによる積極的な情報発信などに取り組んでいるところである。

任命権者においても、インターンシップを実施し、公務に興味・関心を持つ学生に実務経験の場を提供するとともに、詳しい業務内容や県職員として働く魅力を紹介することなどで、仕事の魅力発信に積極的に取り組んでいるところである。

本委員会では、引き続き、任命権者と連携しながら、より効果的な情報発信を追求し、受験者の一層の掘り起こしを行っていく。

（2）人材の育成等

複雑化・多様化する行政課題に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材の確保とともに、人材育成の取組を充実させていくことが非常に重要である。

人材育成の取組の充実は、キャリア形成への関心が高い若手職員等に対して職場環境の魅力を高める効果が期待されるとともに、職員の組織への定着にもつながるものである。

県では、令和7年4月に「青森県職員育成・確保方針」を策定し、意欲を引き出す「職員育成」、成長し支え合う「職場環境」、多様で有為な「職員確保」の3つを柱とした取組を実施することとしており、各任命権者においては、この方針に基づき、職員一人ひとりが誇りとやりがいを持ち、能力を存分に発揮できる環境づくりを進めることが重要である。

(人材の育成)

人材の育成に当たっては、職員一人ひとりがその能力発揮に努めることはもとより、職員のニーズ等を踏まえつつ、各任命権者が職員の職位に応じて必要な知識を修得させる研修と職員個人の自律的・主体的な学びを支援する取組を進めることが重要である。

各任命権者においては、青森県職員育成・確保方針に基づき、職員の主体性を尊重した職員のキャリア形成支援の充実や効果的な職場外研修の実施など、人材育成の取組をより充実させていくことが必要である。

(人事評価制度に基づく人事管理)

人事評価は、職員がその職務を遂行する過程でみられた意欲・能力と実績を的確に把握し、評価することにより、その結果を任用、給与等の処遇や能力開発に反映させることを目的に実施するものであり、組織力の向上にも資するものである。

各任命権者においては、人事評価の意義に常に立ち返りつつ、評価の公正性、透明性、客観性の確保を図り、評価に対する職員の納得性や信頼性を更に高めることができるよう、制度全般や評価結果に対する相談対応も効果的に活用しながら、適切に運用していくとともに、併せて個々の職員のキャリア目標や学びの状況等を把握し、計画的な任用・育成に結び付けていくことが必要である。

(女性活躍の推進)

多様化する行政ニーズに対応し、県全体の行政サービスをなお一層向上させるためには、女性職員がその個性と能力を十分に発揮していくことが重要である。

各任命権者においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の採用・登用の積極的な拡大等を進めており、女性採用比率、管理職等に占める女性職員の割合とともに、目標を達成し、又は達成に向けて取り組んでいる。

各任命権者においては、引き続き、女性の受験者の確保に向け積極的に取り組むほか、個々の女性職員の意欲や適性を踏まえるとともに、ジェンダー平等の視点に立ち、人事配置や従事業務の多様化等に取り組んでいくことが必要である。

表7 女性採用比率

区分		目標	実績
知事部局等		40%以上	45.4% (R7.4.1)
教育委員会 (学校以外)		40%	66.7% (R7.4.1)
教育委員会 (学校関係)	教諭	—	55.2% (R7.4.1)
	その他	—	80.0% (R7.4.1)
警察		20%以上	41.1% (R6年度)

(注) 各任命権者による公表資料から本委員会がまとめたものである(次表において同じ。)

表8 管理職等に占める女性職員の割合

区分		目標	実績 (R7.4.1)
知事部局等 (副参事級以上)		R8.4.1までに 8%以上	8.9%
教育委員会 (学校以外・副参事級以上)		R8.4.1までに 10%以上	21.8%
教育委員会 (学校関係・校長、教頭、 事務長)		R8.4.1までに 16%以上	19.5%
警察	警察官 (警部補以上)	7%以上	7.1%
	警察行政職員 (主幹級以上)	50%以上	42.2%

(高齢層職員の能力の活用・発揮)

限られた人員の中で行政サービスの水準を継続して確保していくためには、長年にわたる業務の遂行により培われてきた豊かな知識や経験、高い技術力等を持つ高齢層職員の能力の一層の活用・発揮が重要である。

各任命権者においては、それぞれの職員の職責を踏まえながら、能力・経験に応じた人員配置や人材育成等に継続的に取り組んでいくとともに、その知識・経験を適切に継承していくことが必要である。

2 働き方改革・良好な勤務環境

(1) 柔軟な働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、職員の柔軟な働き方の推進は、ワーク・ライフ・バランスの実現や健康の確保に資するものであり、ひいては仕事に対するやりがい・働きがいや公務職場の魅力の向上、有為な人材の確保にもつながると期待されるものである。

各任命権者においては、育児・介護職員を対象としたフレックスタイム制の導入や、テレワーク（在宅勤務）の対象者・実施回数等の拡充等を進めており、それぞれ個々の職員の事情に応じ活用されている。フレックスタイム制については、利用者の拡充等更に利用しやすい制度の構築を進めるとともに、公務能率の向上につながることを期待される勤務間のインターバル確保についても、国における取組等も参考にしながらその実施に向けた調査・研究を検討していく必要がある。

(2) 仕事と生活の両立支援

(仕事と育児・介護の両立支援)

妊娠、出産、育児や介護などの事情を抱える職員の仕事と生活の両立支援については、ワーク・ライフ・バランスの実現はもとより、女性活躍の推進の観点からも重要である。本県においては、育児を行う職員の早出遅出勤務や時間外勤務の制限の請求の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇の取得事由の拡大、育児に係る部分休業の取得形態の多様化等の見直しが行われるなど、職員が安心して働き続けられる環境の整備に継続して取り組んできている。

各任命権者においては、仕事と育児・介護の両立支援制度について、これらの事情を抱える職員に広く活用されるよう、周知等の取組が進められているが、国家公務員における取扱い等を踏まえながら、当該事情についての申出をした職員に対する意向確認等、制度を利用しようとする職員からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備の充実を図ることが必要である。

(男性職員の育児休業の取得促進)

各任命権者における積極的な取組により、育児休業取得率が着実に高まってきている。一方、その取得期間は、女性職員が6か月以上の割合がほとんどとなっているのに対し、男性職員は6か月未満の割合が非常に高くなっている。

各任命権者においては、更なる取得率の向上及び取得期間の長期化に向け、男性職員が安心して希望する育児休業を取得できるよう、引き続き、全職員による理解の醸成、代替職員の確保、長時間勤務の是正に努めるなど、仕事と生活の両立・調和を支援していくことが必要である。

図3 男性職員の育児休業取得率

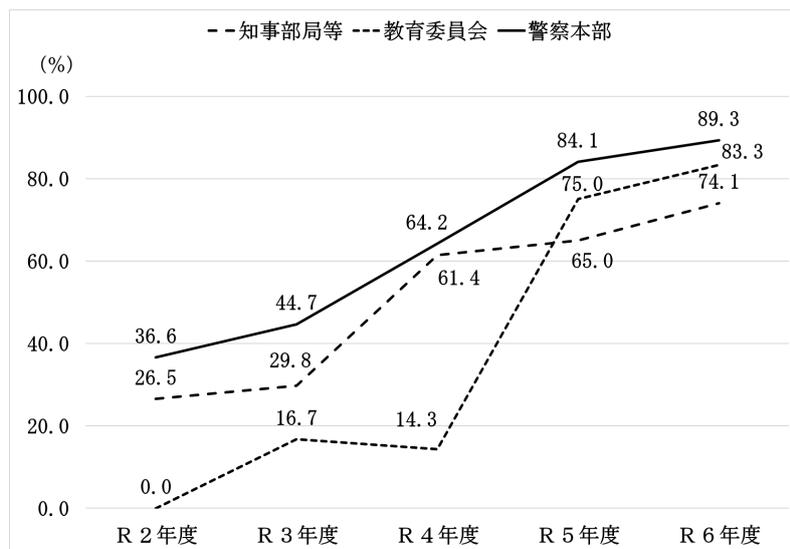


表9 育児休業取得期間6か月未満の男性職員の割合

(単位: %)

部局等	年次	R6年度
知事部局等		83.7
教育委員会		100.0
警察本部		100.0

- (注) 1 各任命権者による公表資料から本委員会がまとめたものである(次表において同じ)。
 2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない(次表において同じ)。

(3) 時間外勤務の縮減等

職員の働き方改革の推進やワーク・ライフ・バランスの実現など、良好な勤務環境を整備する上で、また、職員の健康・意欲・能力の向上や有為な人材の確保、組織の活力の維持の観点から、長時間勤務の是正や年次休暇の取得促進は引き続き重要な課題である。

(時間外勤務の縮減)

各任命権者においては、時間外勤務の縮減に向けた取組が継続的に行われている。過去5年間の推移を見ると、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数はおおむね減少傾向にあり、月100時間以上の時間外勤務を行った延べ職員数は、新型コロナウイルス感染症、鳥インフルエンザ、自然災害等により業務量が増加する前の令和2年度の水準にまで戻ってきている。

各任命権者においては、定期的に把握している時間外勤務の状況の詳細な要因分析を行った上で、引き続き、管理職員によるマネジメントを強化し、業務見直しによる業務量の縮減やデジタル技術の活用等による業務の効率化、DX化を図るなど、時間外勤務の縮減に向けて不断に取り組むとともに、適正な職員配置や機動的な対応が求められる災害時等における柔軟な業務分担等についても検討していくことが必要である。

図4 職員1人当たりの月平均
時間外勤務時間数

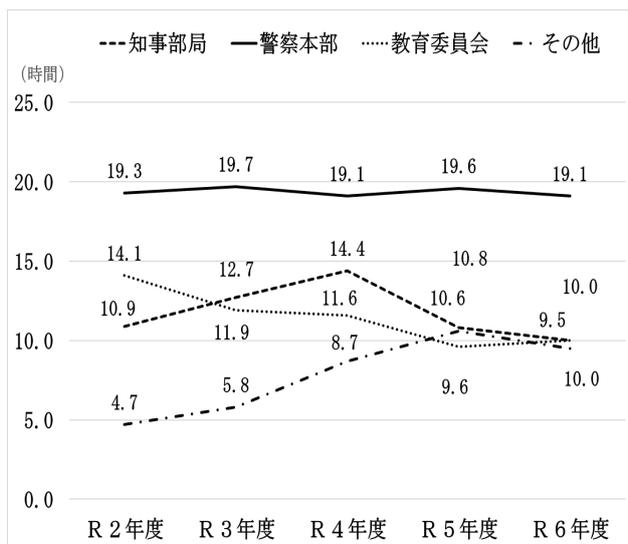
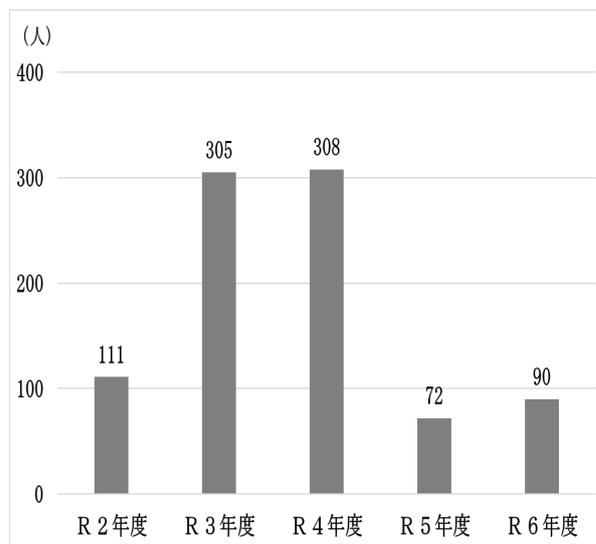


図5 月100時間以上の時間外勤務を
行った延べ職員数（全体）



(注) 1 各任命権者における実態を把握するために本委員会が行った調査の結果をまとめたものである。
2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

(教職員の働き方改革)

県教育委員会においては、教職員が心にゆとりを持って児童生徒等と向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を行うことができるよう、「学校における働き方改革プラン」に基づき、各市町村教育委員会とも連携しながら、学校における教職員の多忙化解消に向けた取組が意欲的に進められている。

このような中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）により、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表及びその実施状況の公表等を教育委員会に義務付けることとされたほか、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標として必要な措置を講ずること等が政府に求められることとなった。

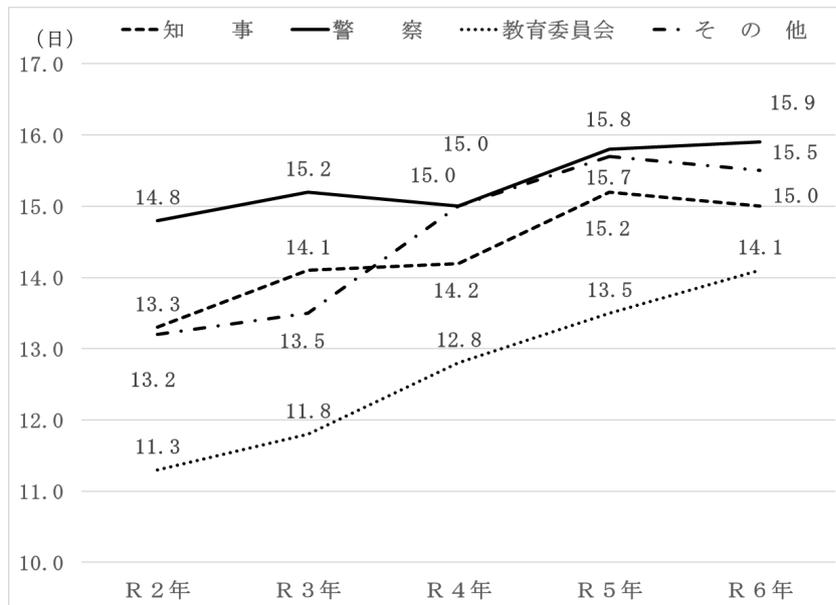
県教育委員会においては、法改正に至った経緯やその趣旨等も踏まえながら、引き続き、学校における働く環境を着実に改善し、多忙化が解消されるよう取り組んでいくことが必要である。

(年次休暇の取得促進)

各任命権者においては、特定事業主行動計画で、職員1人当たりの年次休暇取得日数の目標を16日としており、年次休暇の計画的な利用について周知を図るとともに、取得日数が特に少ない職員に対して個別に呼び掛けるなど、年次休暇の取得促進に向けた取組が進められている。

過去5年間の職員1人当たりの年次休暇の取得日数の推移を見ると、おおむね増加傾向にあり、各任命権者においては、管理職員をはじめとする職員一人ひとりの年次休暇取得に対するより一層の意識改革に努めるとともに、取得状況の詳細な分析により課題を把握することなどにより、休暇を取得しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいくことが必要である。

図6 職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数



- (注) 1 各任命権者における実態を把握するために本委員会が行った調査の結果をまとめたものである。
 2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

(4) 健康の保持増進

一人ひとりの職員がその能力を遺憾なく発揮し、職務を遂行するためには、心身ともに健康であることが何物にも代えがたいことであり、特に、職員の心の健康の保持増進が極めて重要である。

各任命権者においては、心の健康づくりに係る様々な対策を講じてきているが、長期の病気休暇取得者・休職者に占めるメンタルヘルス不調者の割合は依然として高い状況にある。

各任命権者においては、引き続き、ストレスチェック等による職員自らの心の健康状態の把握、個別の健康相談の実施、職場環境が大きく変化した職員や業務に不慣れな職員に寄り添った適切なフォローや円滑なコミュニケーション等を丁寧に進めるとともに、メンタルヘルス不調となった職員に対する円滑な職場復帰や再発防止に向けた支援、これらの取組等についての理解を深めていくためのメンタルヘルス研修の実施など、全ての職員がいきいきと働ける職場づくりに取り組んでいくことが必要である。

(5) ハラスメントの防止等

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等のハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を不当に傷つけるとともに、職員の能力の発揮を阻害し、公務能率の低下や勤務環境の悪化を招き、ひいては貴重な人材の損失に重大な影響を及ぼす不適切な行為である。近年は、社会全体でカスタマー・ハラスメントへの関心が高まっており、被害にあったと感じる職員も見受けられる状況にある。

各任命権者においては、苦情相談体制の整備、研修の充実、定期的な啓発・周知の取組などが進められているが、近年、本委員会への苦情相談のうちハラスメントに関するものが高い割合を占める状況にある。

各任命権者においては、引き続き、管理職員をはじめとする職員一人ひとりがハラスメントについての理解を深めるとともに、無意識の思い込みや先入観を持たずにコミュニケーションを図ることができるよう、ハラスメント・ゼロの職場づくりに向けたより実効性のある取組を進め、安心して職務に従事でき、また、風通しのよい良好な職場環境や組織風土をつくっていくことが必要である。併せて、多様性を認め合う社会づくりを目指し、性的マイノリティに対するハラスメントや障がいをもつ職員への合理的配慮についての理解を深めていけるよう取り組んでいくことが必要である。

III 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保する機能を有するものである。

人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立って給与勧告を行うことを通じて職員の適正な処遇が確保されるという仕組みは、職員の士気の向上、人材の確保に資するものであり、ひいては組織活力の向上、労使関係の安定等をもたらすことで能率的な行政運営に寄与するものであることから、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）、任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年12月青森県条例第68号）、任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月青森県条例第88号）及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月青森県条例第49号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

- ア 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。
- イ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、同表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とすること。
- ウ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、同表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とすること。
- エ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、同表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とすること。
- オ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、同表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とすること。

(2) 諸手当

- ア 初任給調整手当
 - (ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を417,600円とすること。
 - (イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。
- イ 通勤手当
 - (ア) 自動車等使用者で四輪の自動車を使用する職員のうち、自動車等の使用距離が片道4キロメートル以上である職員に対する通勤手当の額を64,200円の範囲内でその使用距離に応じ、支給単位期間につき人事委員会規則で定める額を2,000円に加算した額とすること。
 - (イ) 自動車等使用者で四輪の自動車を使用する職員以外の職員のうち、自動車等の使用距離が片道5キロメートル以上である職員に対する通勤手当の額を21,700円の範囲内でその使用距離に応じ、支給単位期間につき人事委員会規則

で定める額を2,000円に加算した額とすること。

(ウ) 自動車等使用者又は交通機関等と自動車等の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。

(エ) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

ウ 特地勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

エ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、医師の宿日直勤務は22,500円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（勤務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円、33,750円、11,550円）とすること。

オ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和7年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.1月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.3月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

(イ) 令和8年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.925月分すること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分すること。

4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の改正

教職調整額の額を公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の内容に沿って改定すること。

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のオの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和7年12月1日から、1の(1)のイからオまで及び4については令和8年1月1日から、1の(2)のイ及びオの(イ)、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

(2) 特勤勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

1の(2)のウの改定に伴い、特勤勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			

	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700	397,000				
87	266,500	306,100	356,100	397,400				
88	266,800	306,400	356,500	397,800				

89	267,100	306,700	356,700	398,100							
90	267,400	307,000	357,100	398,600							
91	267,700	307,300	357,500	399,000							
92	268,000	307,600	357,900	399,400							
93	268,300	307,800	358,100	399,700							
94		308,000	358,400								
95		308,300	358,800								
96		308,700	359,100								
97		308,900	359,400								
98		309,200	359,800								
99		309,500	360,200								
100		309,900	360,600								
101		310,100	361,100								
102		310,400	361,500								
103		310,700	361,900								
104		311,000	362,300								
105		311,200	362,800								
106		311,500	363,200								
107		311,800	363,500								
108		312,100	363,800								
109		312,300	364,200								
110		312,600									
111		313,000									
112		313,300									
113		313,500									
114		313,700									
115		314,000									
116		314,400									
117		314,600									
118		314,800									
119		315,100									
120		315,400									
121		315,700									
122		315,900									
123		316,200									
124		316,500									
125		316,800									
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十条から第二十条の三までの規定により給与を受ける職員及び附則第三項に規定する職員を除く。

警 察 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	

	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600	
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900	
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200	
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400	
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700	
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900	
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200	
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400	
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700	
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000	
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200	
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400	
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700	
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000	
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300	
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500	
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800	
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100	
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400	
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600	
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900	
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200	
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500	
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700	
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800		
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100		
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300		
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500		
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800		
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100		
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300		
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500		
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800		
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100		
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300		
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500		
	86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100			
	87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500			
	88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900			
	89	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200			
	90	315,300	335,400	361,300	400,800	434,600			
	91	316,000	336,600	362,500	401,300	435,000			
	92	316,700	337,800	363,800	401,800	435,400			
	93	317,200	339,000	365,100	402,200	435,700			
	94	318,100	340,300	366,600	402,600				
	95	319,000	341,500	368,100	403,100				
	96	319,800	342,700	369,500	403,600				
	97	320,500	343,900	370,800	404,000				
	98	321,400	345,200	372,000	404,500				
	99	322,300	346,400	373,100	405,000				
	100	323,200	347,600	374,300	405,400				

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

101	324,100	349,000	375,400	405,700						
102	325,100	349,900	376,500	406,100						
103	326,100	350,900	377,600	406,500						
104	327,000	352,000	378,700	406,800						
105	327,800	353,100	379,900	407,100						
106	328,400	354,200	380,400	407,600						
107	329,000	355,200	381,000	408,100						
108	329,600	356,200	381,600	408,600						
109	330,100	357,400	382,200	408,900						
110	330,600	358,400	382,700	409,400						
111	331,000	359,400	383,100	409,900						
112	331,500	360,300	383,600	410,400						
113	332,300	361,200	384,000	410,700						
114	332,900	362,100	384,400	411,200						
115	333,600	363,000	384,900	411,700						
116	334,200	364,000	385,400	412,200						
117	334,800	365,000	385,800	412,600						
118	335,500	365,400	386,300	413,100						
119	336,200	366,000	386,900	413,500						
120	336,900	366,600	387,400	414,000						
121	337,500	366,900	387,600	414,400						
122	337,800	367,300	388,100							
123	338,300	367,700	388,600							
124	338,800	368,100	389,000							
125	339,100	368,500	389,500							
126		368,900	390,000							
127		369,300	390,500							
128		369,700	391,000							
129		370,100	391,300							
130		370,500	391,800							
131		370,900	392,300							
132		371,300	392,800							
133		371,500	393,100							
134		372,000	393,600							
135		372,300	394,000							
136		372,600	394,400							
137		372,900	394,700							
138		373,300	395,100							
139		373,800	395,600							
140		374,300	396,100							
141		374,600	396,400							
142		375,100								
143		375,600								
144		376,100								
145		376,400								
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900	

備考 この表は、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900
	2	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000
	3	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100
	4	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200
	5	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100
	6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500
	7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900
	8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200
	9	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500
	10	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800
	11	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000
	12	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200
	13	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400
	14	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600
	15	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700
	16	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800
	17	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800
	18	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800
	19	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900
	20	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000
	21	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900
	22	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700
	23	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600
	24	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400
	25	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300
	26	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200
	27	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000
	28	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800
	29	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200
	30	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700
	31	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300
	32	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800
	33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300
	34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600
	35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000
	36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400

	37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700
	38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200
	39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800
	40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400
	41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000
	42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700
	43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300
	44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900
	45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200
	46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800
	47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400
	48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000
	49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400
	50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700
	51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000
	52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200
	53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400
	54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600
	55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900
	56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400
	58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700
	59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000
	60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200
	61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400
	62	301,900	335,900	386,300	440,600	
	63	302,200	336,200	386,600	441,100	
	64	302,400	336,400	386,900	441,600	
	65	302,600	336,600	387,100	442,100	
	66	302,800	336,900	387,300	442,700	
	67	303,000	337,200	387,600	443,200	
	68	303,300	337,400	387,900	443,800	
	69	303,600	337,600	388,200	444,300	
	70			388,400	444,800	
	71			388,700	445,400	
	72			389,000	446,000	
	73			389,300	446,300	
	74			389,700	446,900	
	75			390,100	447,500	
76			390,500	448,000		
77			390,900	448,400		
78			391,300	448,900		
79			391,800	449,600		
80			392,300	450,300		

	81			392,700	450,500	
	82			393,100		
	83			393,500		
	84			393,900		
	85			394,400		
	86			394,900		
	87			395,400		
	88			395,900		
	89			396,200		
	90			396,600		
	91			396,900		
	92			397,300		
	93			397,800		
	94			398,100		
	95			398,600		
	96			399,000		
	97			399,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		233,500	264,600	295,300	337,800	367,200

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	259,800	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	419,600	
	23	257,700	294,800	421,000	
	24	258,900	296,900	422,300	
	25	260,100	298,900	423,900	
	26	261,300	300,800	425,300	
	27	262,500	302,700	426,600	
	28	263,700	304,500	428,000	
	29	264,800	306,300	429,400	
	30	265,800	308,200	430,700	
	31	266,900	310,000	432,200	
	32	267,900	311,700	433,700	
	33	269,000	313,400	435,300	
	34	270,100	315,200	436,700	
	35	271,300	316,900	438,300	
	36	272,600	318,500	439,800	
	37	273,800	320,100	441,500	
	38	274,900	321,800	443,000	
	39	276,100	323,600	444,600	
	40	277,200	325,300	446,200	
	41	278,500	326,600	447,700	
	42	279,500	328,500	449,200	
	43	280,500	330,300	450,400	
	44	281,400	332,000	451,600	
	45	282,000	333,600	452,800	
	46	282,800	335,500	454,100	
	47	283,600	337,200	455,300	
	48	284,400	338,900	456,500	

	49	285,100	340,600	457,600
	50	285,900	342,300	458,800
	51	286,600	344,000	460,000
	52	287,400	345,700	461,200
	53	288,200	347,400	462,400
	54	289,000	348,700	463,600
	55	289,700	350,000	464,800
	56	290,500	351,300	466,000
	57	291,200	352,800	467,100
	58	291,800	354,400	467,700
	59	292,600	355,900	468,200
	60	293,400	357,500	468,700
	61	294,100	358,900	469,200
	62	294,700	360,500	
	63	295,500	362,100	
	64	296,100	363,500	
	65	297,100	365,000	
	66	297,900	366,600	
	67	298,600	368,200	
	68	299,300	369,700	
	69	299,900	371,200	
	70	300,600	372,800	
	71	301,300	374,300	
	72	302,000	375,800	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	302,700	377,300	
	74	303,400	378,900	
	75	304,100	380,500	
	76	304,600	382,000	
	77	305,200	383,400	
	78	305,800	384,800	
	79	306,500	386,200	
	80	307,100	387,500	
	81	307,600	388,800	
	82	308,200	390,200	
	83	308,900	391,500	
	84	309,600	392,800	
	85	310,200	393,900	
86	311,000	395,300		
87	311,700	396,600		
88	312,300	397,900		
89	313,000	399,100		
90	313,800	400,400		
91	314,600	401,500		
92	315,400	402,700		
93	315,900	403,900		
94	316,700	405,000		
95	317,500	406,200		
96	318,300	407,400		
97	318,900	408,800		
98	319,600	409,800		
99	320,400	410,800		
100	321,100	411,800		
101	321,900	412,700		
102	322,700	413,700		
103	323,600	414,800		
104	324,400	415,900		

105	325,000	416,600		
106	325,800	417,500		
107	326,600	418,400		
108	327,400	419,300		
109	328,100	420,100		
110	328,500	420,900		
111	328,800	421,700		
112	329,300	422,500		
113	329,800	423,100		
114	330,200	423,800		
115	330,600	424,500		
116	331,000	425,200		
117	331,500	425,800		
118	332,000	426,300		
119	332,400	426,600		
120	332,900	426,900		
121	333,400	427,200		
122	333,800	427,500		
123	334,200	427,800		
124	334,700	428,000		
125	335,200	428,200		
126	335,500	428,500		
127	335,800	428,800		
128	336,100	429,000		
129	336,300	429,200		
130	336,600	429,500		
131	336,900	429,800		
132	337,100	430,000		
133	337,300	430,200		
134	337,500	430,500		
135	337,700	430,800		
136	338,000	431,000		
137	338,300	431,200		
138	338,500			
139	338,800			
140	339,100			
141	339,300			
142	339,500			
143	339,800			
144	340,000			
145	340,300			
146	340,500			
147	340,800			
148	341,100			
149	341,300			
150	341,500			
151	341,800			
152	342,100			
153	342,300			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	247,200	288,900	348,200	436,000

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	234,000	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	388,500	
	23	257,700	272,500	389,700	
	24	258,900	273,700	390,800	
	25	260,100	275,000	391,800	
	26	261,200	276,700	393,000	
	27	262,300	278,400	394,100	
	28	263,400	280,100	395,200	
	29	264,600	281,800	396,300	
	30	265,700	283,800	397,500	
	31	266,800	286,000	398,700	
	32	267,800	288,200	399,800	
	33	268,900	290,400	400,800	
	34	269,900	292,600	401,900	
	35	270,900	294,800	403,100	
	36	272,000	296,900	404,300	
	37	273,200	298,900	405,500	
	38	274,100	300,800	406,800	
	39	275,100	302,700	407,900	
	40	276,200	304,500	409,100	
	41	277,400	306,300	410,200	
	42	278,500	308,200	411,500	
	43	279,600	310,000	412,500	
	44	280,700	311,700	413,600	
	45	281,600	313,400	414,800	
	46	282,400	315,200	416,000	
	47	283,200	316,900	417,200	
	48	284,000	318,500	418,400	

	49	284,600	320,100	419,500
	50	285,400	321,800	420,500
	51	286,100	323,600	421,800
	52	286,800	325,300	423,000
	53	287,600	326,600	424,200
	54	288,400	328,500	425,300
	55	289,000	330,300	426,400
	56	289,700	332,000	427,500
	57	290,400	333,600	428,500
	58	291,200	335,500	429,700
	59	292,000	337,200	430,900
	60	292,600	338,900	432,100
	61	293,200	340,600	432,700
	62	293,900	342,300	433,500
	63	294,600	344,000	434,200
	64	295,100	345,700	434,700
	65	295,800	347,400	435,000
	66	296,500	348,700	435,300
	67	297,100	350,000	435,700
	68	297,700	351,300	436,100
	69	298,400	352,800	436,400
	70	299,100	354,300	436,800
	71	299,700	355,800	437,100
	72	300,400	357,300	437,400
	73	300,900	358,600	437,700
	74	301,500	360,100	438,000
	75	302,200	361,600	438,300
	76	302,700	363,000	438,600
	77	303,300	364,400	438,800
	78	303,900	365,900	439,100
	79	304,500	367,400	439,400
	80	305,100	368,900	439,600
	81	305,600	370,200	439,800
	82	306,100	371,500	
	83	306,700	372,800	
	84	307,300	374,000	
	85	307,700	375,200	
	86	308,100	376,400	
	87	308,600	377,500	
	88	309,100	378,600	
	89	309,500	379,600	
	90	310,000	380,700	
	91	310,400	381,800	
	92	310,900	382,900	
	93	311,200	384,000	
	94	311,700	385,100	
	95	312,200	386,100	
	96	312,600	387,200	
	97	312,900	388,200	
	98	313,300	389,200	
	99	313,700	390,100	
	100	314,100	391,000	
	101	314,500	391,800	
	102	314,800	392,800	
	103	315,100	393,600	
	104	315,400	394,500	

定年再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

105	315,600	395,300		
106	315,900	396,200		
107	316,200	397,100		
108	316,400	398,000		
109	316,600	398,800		
110	316,800	399,800		
111	317,100	400,700		
112	317,400	401,600		
113	317,600	402,200		
114	317,800	403,100		
115	318,000	404,000		
116	318,300	404,900		
117	318,600	405,700		
118	318,800	406,400		
119	319,100	407,200		
120	319,400	408,000		
121	319,600	408,600		
122	319,800	409,300		
123	320,000	410,000		
124	320,300	410,600		
125	320,600	411,200		
126		411,900		
127		412,400		
128		413,000		
129		413,600		
130		414,200		
131		414,700		
132		415,200		
133		415,500		
134		415,800		
135		416,000		
136		416,300		
137		416,600		
138		416,900		
139		417,200		
140		417,500		
141		417,800		
142		418,100		
143		418,400		
144		418,700		
145		418,900		
146		419,200		
147		419,500		
148		419,700		
149		419,900		
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	238,400	285,800	341,600	425,600

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	

	41	262,600	322,100	386,400	444,700
	42	263,900	322,600	387,600	446,000
	43	265,300	323,100	388,800	447,400
	44	266,700	323,500	390,000	448,700
	45	268,200	323,900	390,700	449,500
	46	269,500	324,400	391,700	450,300
	47	270,700	324,900	392,500	451,200
	48	271,900	325,300	393,200	452,100
	49	273,100	325,700	393,900	452,900
	50	274,200	326,100	394,600	453,700
	51	275,300	326,400	395,200	454,300
	52	276,400	326,900	395,800	455,100
	53	277,400	327,300	396,400	455,500
	54	278,500	327,700	397,100	456,100
	55	279,500	328,100	397,900	456,600
	56	280,500	328,400	398,700	457,100
	57	281,500	328,800	399,300	457,600
	58	282,200	329,100	400,100	
	59	282,700	329,500	400,800	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	60	283,300	329,800	401,500	
	61	283,900	330,200	402,100	
	62	284,500	330,700	402,800	
	63	285,100	331,300	403,400	
	64	285,600	331,800	404,100	
	65	286,200	332,200	404,800	
	66	286,700	332,800	405,400	
	67	287,300	333,300	406,000	
	68	287,800	333,900	406,700	
	69	288,400	334,400	407,400	
	70	289,100	334,900	407,900	
	71	289,700	335,400	408,500	
	72	290,300	336,000	409,100	
	73	290,900	336,500	409,600	
	74	291,500	337,200	410,200	
	75	292,100	337,900	410,800	
	76	292,800	338,600	411,300	
	77	293,400	339,200	411,800	
	78	294,100	339,800	412,300	
	79	294,800	340,500	412,800	
	80	295,300	341,200	413,500	
	81	295,900	341,900	413,900	
	82	296,500	342,600		
	83	297,200	343,200		
	84	297,800	343,800		

85	298,300	344,300			
86	298,900	344,800			
87	299,600	345,200			
88	300,200	345,600			
89	300,700	345,900			
90	301,300	346,400			
91	302,000	346,700			
92	302,600	347,100			
93	303,200	347,400			
94	303,800	347,700			
95	304,400	348,100			
96	305,000	348,500			
97	305,300	349,000			
98	305,800	349,500			
99	306,400	350,000			
100	306,900	350,500			
101	307,300	351,000			
102	307,700	351,500			
103	308,000	351,900			
104	308,400	352,400			
105	308,800	352,800			
106	309,200	353,200			
107	309,600	353,700			
108	309,900	354,100			
109	310,100	354,600			
110	310,500	355,000			
111	310,800	355,400			
112	311,000	355,800			
113	311,300	356,300			
114	311,600	356,700			
115	311,900	357,100			
116	312,200	357,500			
117	312,400	358,000			
118	312,700	358,400			
119	312,900	358,800			
120	313,200	359,200			
121	313,500	359,600			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	

	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600

	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800			
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200			
78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,700			
79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,100			
80	265,500	301,500	339,000	360,200	404,500			

	81	265,700	301,800	339,500	360,700	404,900		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000	405,400		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300	405,800		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600	406,200		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000	406,600		
	86		303,000	341,100	362,300			
	87		303,200	341,400	362,600			
	88		303,400	341,700	362,900			
	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400

	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900			
	87	296,300	323,600	361,400	380,500			
	88	296,800	324,600	362,200	381,000			

89	297,200	325,500	362,800	381,300
90	297,700	326,500	363,400	381,800
91	298,200	327,500	364,000	382,100
92	298,700	328,500	364,600	382,400
93	299,200	329,300	365,000	383,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500
95	300,100	330,700	365,900	384,000
96	300,700	331,300	366,300	384,500
97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		
136	313,700	345,200		

	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

別記第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 令和7年度職員給与等実態調査の概要	資-1
第1表 給料表適用人員	資-2
第2表 給料表別平均給与月額等	資-2
第3表 給料表別、級別給料月額等	資-4
第4表 給料表別、級別、号給別人員	資-6
第5表 給料表別、級別、年齢別人員	資-25
第6表 給料表別、級別、経験年数別人員	資-31
第7表 給料表別、級別、学歴別人員	資-37
第8表 扶養手当の支給状況	資-38
第9表 住居手当の支給状況	資-39
第10表 通勤手当の支給状況	資-40
第11表 再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）の給料表別、級別人員	資-41
2 令和7年職種別民間給与実態調査の概要	資-42
第1表 企業規模別調査事業所数	資-43
第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	資-43
第3表 職種別給与額等	資-44
第4表 民間における初任給の改定状況	資-50
第5表 民間における給与改定の状況	資-51
第6表 民間における通勤手当の支給状況	資-52
第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	資-53
第8表 民間における定年制の状況	資-53
第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	資-53
第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	資-53
3 国家公務員及び東北各県職員の給与関係	
第1表 国家公務員の平均給与月額の前年比較	資-55
第2表 国家公務員の適用俸給表別人員等	資-55
第3表 東北各県職員給与等実態調査結果	資-56
4 生計費関係	資-59
5 労働経済指標	資-60
6 勤務時間等関係	資-62
7 人事院の勧告・報告の概要	資-63

1 令和7年度職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、職員給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、令和7年4月1日現在で調査したものである。

(2) 調査対象職員

職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）の給料表の適用を受ける職員（同条例附則第7項により給料月額が決定される職員を除く。）

任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年12月青森県条例第68号）の給料表の適用を受ける職員（※該当者なし）

任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月青森県条例第88号）の給料表の適用を受ける職員（※該当者なし）

(3) 調査事項

所属、職名、年齢、経験年数、学歴、性別、適用給料表及び給与（給料、扶養手当、住居手当、通勤手当等）

(4) 調査の方法

調査対象職員について、人事委員会事務局が、各任命権者において作成した給与データ等を基に集計した。

第1表 給料表適用人員

部 局 等 \ 給 料 表	行 政 職	警 察 職	海 事 職	教 育 職 (一)
知 事	3,181		24	
警 察	325	2,214	3	
教 育 委 員 会	292			70
高 等 学 校 、 特 別 支 援 学 校	177		9	2,577
中 学 校 、 小 学 校	338			
そ の 他	66			
計	4,379	2,214	36	2,647

第2表 給料表別平均給与月額等

給 与 額 等 \ 給 料 表	行 政 職	警 察 職	海 事 職	教 育 職 (一)
給 料 月 額 (円)	323,055	326,692	390,492	379,254
教 職 調 整 額 (円)				13,696
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (円)				5,341
扶 養 手 当 (円)	6,844	11,322	12,972	9,199
管 理 職 手 当 (円)	7,699	2,329		3,387
地 域 手 当 (円)	471	177		
初 任 給 調 整 手 当 (円)	85			
住 居 手 当 (円)	8,318	9,078	5,847	7,699
単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額) (円)	452	3,103	833	397
特 地 勤 務 手 当 等 (円)	11	200		71
へ き 地 手 当 等 (円)	95			
寒 冷 地 手 当 (円)	5,280	6,269	7,144	5,706
給 与 月 額 (円)	352,310	359,170	417,288	424,750
扶 養 親 族 数 (人)	0.64	1.14	1.25	0.81
年 齢 (歳)	40.9	37.4	47.9	45.3
経 験 年 数 (年)	19.3	16.2	28.7	22.5
修 学 年 数 (年)	14.8	14.4	12.3	15.9

(單位 人)

教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
	76	12	170	101	3,564
	17				2,559
59	9		1		431
			6		2,769
5,786			20		6,144
					66
5,845	102	12	197	101	15,533

教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
375,214	352,088	513,808	330,064	314,722	353,307
12,526					7,048
5,828					3,103
7,440	7,588	3,417	7,444	4,931	8,120
7,549	7,825	72,800	4,048		6,079
		94,404			231
	245	156,292	21,437		418
5,885	9,971	6,750	9,138	6,766	7,410
246	294	2,500	457		742
	303				46
1,239			179		495
5,396	5,594	5,597	5,218	5,073	5,542
421,323	383,908	855,568	377,985	331,492	392,541
0.64	0.71	0.67	0.63	0.42	0.74
45.7	45.0	58.2	42.7	37.2	43.0
23.1	21.7	29.6	19.7	15.3	20.8
16.0	15.9	16.0	15.6	15.2	15.4

第3表 給料表別、級別給料月額等

給料表		行政職				警察職			
区分		人員 (人)	1人当たり平均			人員 (人)	1人当たり平均		
			給料月額 (円)	年齢 (歳)	経年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経年数 (年)
級別	1	748	227,626	24.2	3.4	256	250,639	21.7	2.4
	2	913	263,421	32.9	10.9	754	291,312	31.3	10.2
	3	765	308,362	39.8	17.8	636	334,407	40.8	19.1
	4	806	371,598	48.2	26.7	377	384,124	46.9	25.4
	5	631	394,394	52.3	31.1	75	412,144	49.4	27.6
	6	306	408,806	54.6	32.9	51	426,957	52.7	31.8
	7	145	433,770	55.8	33.6	36	437,900	53.1	32.3
	8	45	469,576	57.5	35.5	18	454,950	56.3	35.8
	9	20	524,985	58.1	35.8	11	486,045	57.5	36.6
	10	0	0	0.0	0.0				
計		4,379	323,055	40.9	19.3	2,214	326,692	37.4	16.2

給料表		研究職				医療職 (一)			
区分		人員 (人)	1人当たり平均			人員 (人)	1人当たり平均		
			給料月額 (円)	年齢 (歳)	経年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経年数 (年)
級別	1	17	261,618	30.7	7.2	2	395,700	33.5	10.5
	2	27	318,667	40.1	16.5	0	0	0.0	0.0
	3	45	383,269	50.0	26.9	9	536,056	64.6	34.6
	4	13	431,877	56.2	33.5	1	549,800	50.0	23.0
	5	0	0	0.0	0.0				
	6								
	7								
計		102	352,088	45.0	21.7	12	513,808	58.2	29.6

海 事 職				教 育 職 (一)				教 育 職 (二)			
人 員 (人)	1人あたり平均			人 員 (人)	1人あたり平均			人 員 (人)	1人あたり平均		
	給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 数 (年)		給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 数 (年)		給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 数 (年)
2	278,900	25.0	6.0	69	290,564	37.0	13.9	0	0	0.0	0.0
2	315,150	35.0	16.5	2,417	376,341	44.8	22.0	5,049	365,297	44.3	21.7
14	377,121	46.8	27.9	96	454,349	53.9	31.3	410	431,205	52.3	29.6
18	421,661	52.8	33.2	65	470,822	57.3	34.8	386	445,460	56.7	34.2
0	0	0.0	0.0								
36	390,492	47.9	28.7	2,647	379,254	45.3	22.5	5,845	375,214	45.7	23.1

医 療 職 (二)				医 療 職 (三)			
人 員 (人)	1人あたり平均			人 員 (人)	1人あたり平均		
	給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 数 (年)		給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 数 (年)
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
67	262,881	31.3	8.7	53	277,192	29.0	6.8
17	304,576	39.2	14.9	12	317,183	39.5	17.3
30	336,773	46.0	23.1	16	354,044	46.8	25.3
70	382,073	50.5	27.2	20	381,240	50.0	28.9
9	406,289	57.1	33.4	0	0	0.0	0.0
4	431,750	58.0	35.8	0	0	0.0	0.0
197	330,064	42.7	19.7	101	314,722	37.2	15.3

第4表 給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表

(単位 人)

号給	職務の級										計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1											
2								13	2		
3								15	7		
4							1	12	8		
5		2						5	2		
6											
7			2				1		1		
8		1									
9	35	12	1				1				
10	3	5	2								
11	1	61	1								
12	2	5	1								
13	19	29	4	1			11				
14	2	52	2				11				
15	3	9	18	1			51				
16	2	26	3				14				
17	34	63	15	3			3				
18	2	12	4				12				
19	3	26	31				8				
20	22	7	3	1			1				
21	4	62	33	1			7				
22	1	8	6	1			5				
23	27	35	40	2			2				
24	5	11	7	4			3				
25	2	69	20	6			4				
26	15	11	15	2							
27	2	30	32	4			2				
28	6	6	11	4			2				
29	105	55	31	6			1				
30	4	20	11	2			1				
31	4	30	43	13							
32	5	7	13	3			1				
33	93	33	22	9							
34	6	9	12	6							
35	6	19	30	8							
36	4	6	7	2							
37	110	13	34	7	1						
38	9	5	13	6		1					
39	16	9	16	8		21					
40	73	5	11	4	2	28	1				
41	14	11	19	13		17					
42	13	5	9	8		10					
43	14	2	12	9		33					
44	8	3	8	15		15					
45	9	5	12	7		19	2				
46	13	5	8	10		12					
47	2	2	8	19		26					
48	3	1	4	22	1	18					
49	7	9	8	16	2	16					
50	1		5	11	2	9					
51	3	2	6	12	2	31					
52	1	2	5	14	5	7					
53	5	4	6	22		10					
54	1	4	6	18	3	8					
55	3	1	7	17	3	6					
56	2	2	3	10	5	8					
57	3		7	12	7	3					
58	4	1	4	19	3	2					
59	1	4	4	19	7	2					
60		2	3	18	8						
61	2		4	13	21	2					
62	1	1	5	21	7						
63	2	2	1	20	18						
64		2	2	27	27						
65	1	2		18	29						
66	1		2	32	23	2					
67	2	1	2	15	19						
68		1	4	15	32						
69	1	1	3	19	28						
70			2	19	48						
71			2	24	18						
72			4	11	36						
73		2	1	13	22						
74		1	2	14	36						
75		3	5	18	14						
76			2	16	22						

号 給	職務の級										計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
77			1	8	20						
78			1	14	23						
79			3	8	15						
80			3	9	18						
81	1	1	4	4	27						
82			2	6	16						
83		2	5	4	9						
84			3	3	13						
85		1	2	7	39						
86		1	2	6							
87			1	3							
88			4	3							
89	1	1	1	4							
90		3	1	3							
91	2		4	3							
92	1		2	3							
93	1	1		28							
94											
95			2								
96		2	2								
97		1	2								
98			1								
99		2	1								
100											
101			1								
102			1								
103			1								
104			1								
105		2	1								
106											
107		1									
108			2								
109			32								
110											
111											
112		2									
113											
114											
115		1									
116											
117		1									
118		1									
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125		56									
計	748	913	765	806	631	306	145	45	20		4,379
男	382	468	457	477	421	253	133	44	18		2,653 (60.6%)
女	366	445	308	329	210	53	12	1	2		1,726 (39.4%)

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした（以下第4表の各表において同じ。）。

警察職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
1											
2											
3											
4										1	
5								1		8	
6										1	
7	31									1	
8	2										
9											
10	1										
11	1										
12											
13	25										
14											
15	5										
16	1										
17	31										
18	1										
19	1	2									
20	24	2									
21	1	21									
22	1	2									
23	37	5									
24	4										
25	7	52	1						5		
26	32	2							1		
27	2	5	1	1					2		
28	4	34							3		
29	24	20	2						2		
30	2	2									
31	4	32	4	1							
32	2	4							2		
33		27	7						1		
34	1	20									
35	2	7	7								
36	1	3									
37	1	41	6	1					1		
38	1	7							1		
39	1	10	8	2							
40	1	6	2					2			
41	1	43	4	2	1			5			
42		3	1	1				2			
43		4	5	2				2			
44		1	1		1			2			
45	1	37	13	2	1			3			
46		3		1				2			
47		13	11	1				7			
48		2	2	1				4			
49	1	41	18	2	1			1			
50	1	5	3		1			1			
51		10	10	3	1	2		1			
52		5	4	1							
53		21	16	3	2						
54		6	5	2	1						
55		14	9	3	2	1		1			
56		3	3	2	2						
57		16	20	3	2						
58		6	1	2	2	1		1			
59		8	16	6	2	1		1			
60		6	6	7	2	1					
61		16	9	6	13	1					
62		4	5	3	3						
63		11	17	2	1	3					
64		3	2	1	4	3					
65		13	17	4	4	2					
66		4	5	5	2	4					
67		9	12	6	4	2					
68		2	6	1	2	2					
69		7	12	4		1					
70		3	7	4	1	3					
71		12	13	9		2					
72		4	5	2	3	2					
73		13	12	5	3	2					
74		5	5	2	2	4					
75		12	11	8	4	1					
76		10	6	1		1					

号 給	職務の級										計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
77		8	12	7	1						
78		2	4	4	2	3					
79		4	14	9	1	2					
80		4	4	5	2						
81		3	11	8	1	1					
82		3	10	3	1	1					
83		3	6	3							
84		2	7	4							
85		3	8	10		5					
86		1	4	5							
87		1	12	13							
88		1	3	3							
89		5	19	7							
90		1	7	3							
91		2	5	5							
92		1	7	4							
93		5	8	6							
94		2	2	5							
95		2	8	7							
96		3	6	9							
97		1	14	11							
98		1	4	4							
99		2	8	8							
100			3	9							
101		2	2	7							
102		1	1	6							
103			7	7							
104		1	1	3							
105			4	2							
106			3	4							
107		3	4	2							
108			3	4							
109			4	2							
110			6	7							
111			2	3							
112		1	2	3							
113			3	6							
114		1	1	1							
115				4							
116			3	1							
117		1		3							
118		1	1	1							
119		1	3	3							
120			1	3							
121			3	43							
122			3								
123		2									
124											
125	1		4								
126		1	1								
127			4								
128											
129											
130			3								
131			6								
132			3								
133			7								
134			3								
135			7								
136			1								
137			6								
138			1								
139			4								
140			2								
141			11								
142											
143											
144											
145											
計	256	754	636	377	75	51	36	18	11	2,214	
男	185	637	563	346	71	50	35	18	11	1,916 (86.5%)	
女	71	117	73	31	4	1	1			298 (13.5%)	

海事職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25			1				
26							
27							
28							
29		1					
30							
31							
32		1			1		
33							
34							
35							
36							
37					1		
38					2		
39							
40				1	2		
41							
42					1		
43							
44					1		
45					1		
46							
47							
48							
49							
50							
51					2		
52			1		1		
53							
54				1			
55							
56				2			
57					1		
58					1		
59				1			
60					1		
61				1			
62							
63					1		
64							
65				1			
66							
67					1		
68							
69					1		
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76				1			

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
77				1			
78				2			
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87				1			
88				1			
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97				1			
計		2	2	14	18		36
男		2	2	14	18		36 (100.0%)
女							0 (0.0%)

教育職給料表(一)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
1						
2						
3						
4						
5			9		1	
6					1	
7			2		2	
8						
9			11		4	
10					5	
11			2		13	
12					9	
13			12		12	
14			1		6	
15			3		3	
16			9		3	
17			5			
18			3		1	
19			20		4	
20			4		1	
21			4			
22			23			
23			4			
24			2			
25	1		33			
26			3			
27			4			
28	1		4			
29	1		24			
30			5			
31	1		11			
32			6			
33			27			
34	1		2			
35	1		8			
36	2		1			
37			23			
38			4			
39	2		10			
40			3			
41			21	1		
42			6			
43			14	4		
44	1		5	5		
45			30	2		
46			2	2		
47	1		11	14		
48	1		10	8		
49			38	9		
50			7	5		
51	1		16	4		
52			6	7		
53	1		31	5		
54			7	6		
55			16	6		
56			10	2		
57	4		26	3		
58	1		9	8		
59			15	2		
60			8	2		
61	4		31	1		
62	1		14			
63	2		23			
64			14			
65	1		22			
66	1		12			
67			20			
68	1		17			
69			19			
70	2		16			
71	1		26			
72	1		19			
73	1		22			
74	1		13			
75	1		18			
76	1		10			
77	1		24			
78	1		13			
79	1		30			
80	2		20			

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
81			30			
82			17			
83		1	23			
84		1	16			
85		2	23			
86		2	21			
87		2	26			
88		3	20			
89			20			
90			15			
91		1	17			
92		1	10			
93		1	26			
94			26			
95		1	35			
96		2	27			
97			28			
98			33			
99			22			
100			25			
101			19			
102		2	22			
103		1	22			
104			18			
105			20			
106			28			
107			25			
108			25			
109			28			
110			22			
111			22			
112			35			
113		1	18			
114		1	23			
115			23			
116			31			
117			22			
118		1	13			
119			25			
120			27			
121			23			
122			21			
123			24			
124			16			
125		1	22			
126			21			
127			30			
128			25			
129			40			
130			37			
131			41			
132			36			
133			54			
134			33			
135			28			
136			33			
137			52			
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153		2				
計		69	2,417	96	65	2,647
男		40	1,281	81	52	1,454 (54.9%)
女		29	1,136	15	13	1,193 (45.1%)

教育職給料表(二)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
1						
2						
3					2	
4					2	
5					19	
6					65	
7					70	
8					36	
9					43	
10					31	
11					21	
12					31	
13					19	
14					12	
15					9	
16					7	
17			86		6	
18					5	
19			9		3	
20					3	
21			93		2	
22			1			
23			5			
24						
25			98			
26			4			
27			3			
28			76			
29			18			
30			4			
31			62			
32			10			
33			15			
34			71			
35			11			
36			8			
37			75			
38			5			
39			14			
40			11			
41			55			
42			5			
43			19			
44			13	1		
45			57	1		
46			8			
47			15			
48			9	2		
49			58	1		
50			10	1		
51			14	1		
52			7	4		
53			75	1		
54			19	4		
55			20	1		
56			18	5		
57			69	7		
58			9	12		
59			14	7		
60			11	7		
61			53	17		
62			11	8		
63			16	21		
64			19	7		
65			47	10		
66			8	22		
67			19	18		
68			16	19		
69			49	19		
70			8	23		
71			20	18		
72			19	17		
73			48	7		
74			13	32		
75			28	14		
76			22	11		

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
77			42	13		
78			11	19		
79			24	12		
80			25	9		
81			39	39		
82			12			
83			31			
84			12			
85			46			
86			22			
87			34			
88			16			
89			36			
90			25			
91			34			
92			22			
93			29			
94			36			
95			33			
96			22			
97			28			
98			34			
99			32			
100			20			
101			38			
102			24			
103			33			
104			37			
105			34			
106			43			
107			27			
108			36			
109			31			
110			40			
111			35			
112			40			
113			44			
114			35			
115			27			
116			35			
117			42			
118			35			
119			33			
120			25			
121			30			
122			30			
123			31			
124			39			
125			37			
126			42			
127			30			
128			44			
129			46			
130			49			
131			28			
132			32			
133			34			
134			56			
135			48			
136			49			
137			61			
138			85			
139			77			
140			74			
141			116			
142			116			
143			128			
144			132			
145			129			
146			129			
147			111			
148			84			
149			243			
計			5,049	410	386	5,845
男			1,741	334	329	2,404 (41.1%)
女			3,308	76	57	3,441 (58.9%)

研究職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18				1			
19				1			
20							
21							
22				1			
23							
24							
25				1			
26				2			
27				1			
28				2			
29		1					
30							
31					3		
32					1		
33		1		1			
34			1	2			
35					1		
36			2	1			
37		1		2			
38		1		1	1		
39			1				
40				1			
41				1	2		
42			1				
43		2					
44				1			
45		1	1				
46		3					
47			1	1			
48					1		
49		1	1	1			
50				1			
51			1				
52				2			
53							
54			1				
55				1			
56			1		1		
57		1	1	1	3		
58			1				
59		2	1				
60							
61			2				
62			1	1			
63		1	3				
64			1	1			
65							
66				1			
67			1	1			
68			1	1			
69							
70							
71			1				
72				1			
73			1	1			
74				2			
75							
76							

号 給	職務の級					計
	1	2	3	4	5	
77						
78						
79						
80						
81			10			
82						
83						
84						
85	1					
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105		1				
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121	1	1				
計	17	27	45	13		102
男	5	22	28	12		67 (65.7%)
女	12	5	17	1		35 (34.3%)

医療職給料表(一)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
1					1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25				1		
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34		1				
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49				1		
50						
51						
52						
53						
54						
55				1		
56						
57				1		
58						
59						
60				1		
61						
62						
63						
64						
65		1				
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73				4		
74						
75						
76						

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
計		2		9	1	12
男		2		6	1	9 (75.0%)
女				3		3 (25.0%)

医療職給料表(二)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
1									
2									
3									
4									
5			1						
6									
7									
8									
9			2					1	
10								1	
11								1	
12									
13			4						
14									
15									
16			2					1	
17									
18									
19			8						
20									
21			1						
22									
23									
24									
25									
26					1	1			
27			3						
28					1				
29			2			2			
30					1	1			
31			1						
32						1	1		
33			5		1		2		
34			1				1		
35			1		2	1	3		
36			5			1			
37			2	2	2	1			
38									
39			3	1	1	1	1		
40			2			2			
41			2	2		1	1		
42			1	2		2			
43			4		2	1			
44					1	2			
45			3	2	1	1			
46			1			2			
47			4	3	2	3			
48									
49			1			1			
50									
51				1					
52			1			2			
53				1					
54			1						
55				1					
56						4			
57						1			
58									
59						3			
60					1	2			
61						1			
62									
63									
64					1				
65						1			
66					1	4			
67				1		1			
68				1		1			
69			1			5			
70									
71			1			2			
72						2			
73						5			
74									
75									
76						2			

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
77						2			
78									
79					1				
80									
81									
82									
83						1			
84									
85						7			
86									
87									
88									
89					2				
90									
91									
92					1				
93									
94					1				
95									
96									
97					1				
98		1							
99					1				
100					1				
101					4				
102									
103									
104									
105		3							
106									
107									
108									
109									
計		67	17	30	70	9	4	197	
男		18	10	9	32	7	3	79	(40.1%)
女		49	7	21	38	2	1	118	(59.9%)

医療職給料表(三)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19			8						
20									
21									
22			1						
23			9			1			
24									
25						1			
26			3						
27						1			
28									
29			5	2		1			
30									
31			2						
32									
33				1	1				
34			1			1			
35									
36									
37				1					
38					1				
39			3		1				
40									
41			1	1					
42									
43			1	2	1				
44					1				
45			5	1					
46									
47									
48					1				
49						1			
50			1						
51									
52									
53			2						
54			1						
55			1		1	1			
56						1			
57			3						
58									
59			1						
60			1						
61									
62									
63									
64						1			
65				1					
66					1	1			
67									
68						1			
69									
70									
71						2			
72									
73			2		1				
74									
75						1			
76									

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
77				1					
78									
79									
80						1			
81									
82									
83									
84			1						
85						5			
86			1		1				
87									
88									
89									
90				2					
91									
92									
93									
94					1				
95					1				
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103					1				
104									
105									
106									
107					1				
108					1				
109					1				
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
153									
154									
155									
156									
157									
158									
159									
160									
161									
162									
163									
164									
165									
166									
167									
168									
169									
計			53	12	16	20			101
男			8	1					9 (8.9%)
女			45	11	16	20			92 (91.1%)

第5表 給料表別、級別、年齢別人員

行政職給料表

(単位 人)

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
18歳未満											
18歳以上 20歳未満	57										57
20歳以上 25歳未満	392	1									393
25歳以上 30歳未満	243	355									598
30歳以上 35歳未満	46	354	133				2				535
35歳以上 40歳未満	8	81	339	10			1				439
40歳以上 45歳未満	2	40	149	157	1		2				351
45歳以上 50歳未満		26	79	347	124	10					586
50歳		6	11	73	80	14					184
51 "		3	3	48	70	15			1		140
52 "		5	5	37	97	37	4				185
53 "		4	4	39	47	36	6				136
54 "		3	8	14	34	36	8	1			104
55 "		4	1	29	38	30	21	2			125
56 "		5	6	18	52	42	28	6			157
57 "		3	5	16	37	34	39	12	1		147
58 "		2	3	9	25	30	16	13	8		106
59 "		2	1	9	26	22	17	11	10		98
60歳以上		19	18				1				38
計	748	913	765	806	631	306	145	45	20		4,379

(注) 該当人員0の欄は空欄とした(以下第5表の各表において同じ。)

警察職給料表

(単位 人)

年 齢 \ 職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18 歳 未 満										
18 歳 以 上 20 歳 未 満	60									60
20 歳 以 上 25 歳 未 満	175	61								236
25 歳 以 上 30 歳 未 満	19	287	9				1			316
30 歳 以 上 35 歳 未 満	1	208	116	2						327
35 歳 以 上 40 歳 未 満		133	171	32						336
40 歳 以 上 45 歳 未 満		46	172	105	11	1				335
45 歳 以 上 50 歳 未 満		17	92	127	31	12	4			283
50 歳			5	14	7	2	2			30
51 "		1	9	11	4	6	3			34
52 "		1	9	9	5	1	3			28
53 "			9	12		9	3	2		35
54 "	1		16	15	1	1	5	2		41
55 "			5	7	4	1	2	2	1	22
56 "			5	10	4	3	5	4	2	33
57 "			7	15	2	5	4	2	2	37
58 "			4	6	2	6	1	2	3	24
59 "			7	12	4	4	3	4	3	37
60 歳 以 上										
計	256	754	636	377	75	51	36	18	11	2,214

海事職給料表

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	計
18歳未満						
18歳以上 20歳未満						
20歳以上 25歳未満						
25歳以上 30歳未満	2					2
30歳以上 35歳未満		1				1
35歳以上 40歳未満		1				1
40歳以上 45歳未満			5			5
45歳以上 50歳未満			7			7
50歳				6		6
51 "				3		3
52 "				1		1
53 "				1		1
54 "			1	2		3
55 "				1		1
56 "				1		1
57 "			1	1		2
58 "				1		1
59 "				1		1
60歳以上						
計	2	2	14	18		36

教育職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満	3	35			38
25歳以上 30歳未満	6	149			155
30歳以上 35歳未満	18	222			240
35歳以上 40歳未満	18	283			301
40歳以上 45歳未満	16	325			341
45歳以上 50歳未満	5	506	6		517
50歳		125	7		132
51 "		121	8		129
52 "		106	7		113
53 "	1	108	14	1	124
54 "		85	15	3	103
55 "	1	83	12	6	102
56 "		65	9	7	81
57 "		72	6	15	93
58 "		59	7	13	79
59 "		73	5	20	98
60歳以上	1				1
計	69	2,417	96	65	2,647

教育職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満		292			292
25歳以上 30歳未満		450			450
30歳以上 35歳未満		474			474
35歳以上 40歳未満		423			423
40歳以上 45歳未満		518			518
45歳以上 50歳未満		739	60		799
50歳		196	44		240
51 "		197	63	3	263
52 "		228	52	11	291
53 "		221	49	10	280
54 "		247	49	31	327
55 "		226	44	30	300
56 "		248	32	54	334
57 "		194	6	100	300
58 "		199	5	80	284
59 "		197	6	67	270
60歳以上					
計		5,049	410	386	5,845

研究職給料表

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	計
18歳未満						
18歳以上 20歳未満						
20歳以上 25歳未満	3					3
25歳以上 30歳未満	7					7
30歳以上 35歳未満	5	1				6
35歳以上 40歳未満		12				12
40歳以上 45歳未満		11	9			20
45歳以上 50歳未満	1	1	13			15
50歳						
51 "		1	4			5
52 "			2	2		4
53 "			1			1
54 "		1	7			8
55 "			2	3		5
56 "			3	1		4
57 "			1	2		3
58 "				4		4
59 "			3	1		4
60歳以上	1					1
計	17	27	45	13		102

医療職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満					
25歳以上 30歳未満					
30歳以上 35歳未満	1				1
35歳以上 40歳未満	1				1
40歳以上 45歳未満			1		1
45歳以上 50歳未満					
50 歳				1	1
51 "					
52 "					
53 "					
54 "					
55 "					
56 "					
57 "			1		1
58 "					
59 "					
60歳以上			7		7
計	2		9	1	12

医療職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳未満								
18歳以上 20歳未満								
20歳以上 25歳未満		11						11
25歳以上 30歳未満		16						16
30歳以上 35歳未満		33	1					34
35歳以上 40歳未満		1	13	7				21
40歳以上 45歳未満		2	1	9	6			18
45歳以上 50歳未満		1		3	24			28
50 歳				1	9			10
51 "				1	2			3
52 "					3			3
53 "			1	2	6			9
54 "				2	10			12
55 "			1	1	2	1	1	6
56 "				2	1	2		5
57 "				1	3	2		6
58 "		1			1	3		5
59 "				1	3	1	3	8
60歳以上		2						2
計		67	17	30	70	9	4	197

医療職給料表(三)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳未満								
18歳以上 20歳未満								
20歳以上 25歳未満		16						16
25歳以上 30歳未満		16						16
30歳以上 35歳未満		12	2					14
35歳以上 40歳未満		5	5	1	2			13
40歳以上 45歳未満		3	2	6	4			15
45歳以上 50歳未満		1	3	3	2			9
50 歳								
51 〃					2			2
52 〃				2	2			4
53 〃				1	2			3
54 〃					1			1
55 〃				1				1
56 〃				1				1
57 〃				1	2			3
58 〃					2			2
59 〃					1			1
60歳以上								
計		53	12	16	20			101

第6表 給料表別、級別、経験年数別人員

行政職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
1年未満	127										127
1年	110	1									111
2 "	136	1									137
3 "	113										113
4 "	55	76									131
5 "	42	76									118
6 "	37	83									120
7 "	35	94									129
8 "	37	86									123
9 "	24	94	6								124
10 "	8	50	40				1				99
11 "	6	45	69				1				121
12 "	5	48	56				1				110
13 "	6	30	68	1							105
14 "	1	46	81								128
15 "	1	39	79	3							122
16 "	2	19	49	5							75
17 "	3	16	36	14			1				70
18 "		10	22	15							47
19 "		13	30	23							66
20 "		11	26	28							65
21 "		7	21	40	2						70
22 "		10	20	39	1		1				71
23 "		4	17	33	5						59
24 "		7	18	56	17						98
25 "		5	17	79	26	2					129
26 "		2	11	64	52	4			1		134
27 "		7	13	73	44	11					148
28 "		5	9	48	61	16					139
29 "		3	10	47	41	24	4				129
30 "		1	9	54	53	28	5				150
31 "		5	10	48	41	33	9	1			147
32 "		1	13	36	51	24	10				135
33 "		1	4	26	62	31	24	2			150
34 "		2	8	25	60	37	27	10	1		170
35 "		2	4	15	26	30	24	13	3		117
36 "		2		14	11	14	17	10	8		76
37 "		1	1	7	12	12	9	4	6		52
38 "			2	4	21	11		1			39
39 "		4	4	6	16	9	5	1			45
40 "			2	1	13	12	2	2	1		33
41年以上		6	10	2	16	8	4	1			47
計	748	913	765	806	631	306	145	45	20		4,379

(注) 該当人員0の欄は空欄とした(以下第6表の各表において同じ。)

警察職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
1年未満	62									62
1年	59									59
2年	35	36								71
3年	29	33								62
4年	20	32								52
5年	36	26					1			63
6年	3	67	2							72
7年	6	54	1							61
8年	3	51	9							63
9年	1	70	5							76
10年	1	59	18							78
11年		51	34	1						86
12年		47	33	2						82
13年		48	30	2						80
14年		36	41	4						81
15年		35	45	2						82
16年		27	37	8						72
17年		17	38	11						66
18年		11	50	20						81
19年		13	41	21	2					77
20年		12	39	28	2					81
21年		6	36	26	7					75
22年		5	30	30	7	1				73
23年		5	28	26	5	3	1			68
24年		5	20	26	5	1				57
25年		3	7	19	6	2				37
26年		1	8	17	5	2	2			35
27年		2	7	18	4	4	1			36
28年		1	7	12	6	5	2			33
29年			6	7	2	3	3			21
30年			4	10		2		1		17
31年		1	5	7	2	3	3			21
32年			8	8	4	1	4	2	1	28
33年			8	8	3	2	3			24
34年			3	9	4	1		2	1	20
35年			8	11	2	6	3	1	2	33
36年	1		12	12	2	3	3	6	1	40
37年			3	9	1	3	4	1	3	24
38年			4	4	1	2	3	3		17
39年			2	7	1	1	2	1	1	15
40年			2	4	1	4	1		1	13
41年以上			5	8	3	2		1	1	20
計	256	754	636	377	75	51	36	18	11	2,214

海事職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	計
1年未満						
1年						
2年						
3年						
4年						
5年	1					1
6年						
7年	1					1
8年						
9年						
10年						
11年						
12年						
13年						
14年		1				1
15年						
16年						
17年						
18年						
19年		1				1
20年						
21年						
22年						
23年			1			1
24年			1			1
25年			3			3
26年						
27年			3			3
28年			2	3		5
29年			2			2
30年				1		1
31年				3		3
32年				1		1
33年				3		3
34年				1		1
35年			1	1		2
36年				1		1
37年				2		2
38年			1			1
39年				1		1
40年						
41年以上				1		1
計	2	2	14	18		36

教育職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1年未満	4	11			15
1年	1	12			13
2年	2	18			20
3年		14			14
4年		33			33
5年		32			32
6年	1	41			42
7年	2	44			46
8年	2	38			40
9年	7	42			49
10年	5	42			47
11年	4	48			52
12年	2	63			65
13年	5	56			61
14年	3	52			55
15年		68			68
16年	6	70			76
17年	3	68			71
18年	2	50			52
19年	4	67			71
20年	4	77			81
21年	4	87			91
22年		90			90
23年	2	91			93
24年	1	94			95
25年	2	121	1		124
26年		105	2		107
27年	1	115	9		125
28年		105	6		111
29年		98	12		110
30年	1	97	7	1	106
31年		90	17		107
32年		72	7	7	86
33年	1	82	13	5	101
34年		51	7	11	69
35年		67	5	13	85
36年		64	8	21	93
37年		31	2	7	40
38年		4			4
39年		4			4
40年					
41年以上		3			3
計	69	2,417	96	65	2,647

教育職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1年未満		94			94
1年		98			98
2年		107	1		108
3年		104			104
4年		86			86
5年		91			91
6年		96			96
7年		88			88
8年		83			83
9年		89			89
10年		120			120
11年		103			103
12年		89			89
13年		93			93
14年		97			97
15年		98			98
16年		90			90
17年		102			102
18年		103			103
19年		100			100
20年		110			110
21年		123			123
22年		127	1		128
23年		154	3		157
24年		163	7		170
25年		150	18		168
26年		146	27		173
27年		173	36	1	210
28年		176	53	3	232
29年		200	55	5	260
30年		195	52	10	257
31年		217	46	28	291
32年		220	37	23	280
33年		219	40	43	302
34年		246	22	68	336
35年		196	6	95	297
36年		178	3	76	257
37年		111	3	31	145
38年		11			11
39年		3		3	6
40年					
41年以上					
計		5,049	410	386	5,845

研究職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	計
1年未満	1					1
1年	1					1
2年	2					2
3年						
4年	2					2
5年	3					3
6年	1					1
7年	1					1
8年	2					2
9年	1					1
10年	1	1				2
11年		2				2
12年		1				1
13年		3				3
14年		1				1
15年		4				4
16年		2	1			3
17年		5	1			6
18年	1	1	1			3
19年		3	1			4
20年		1	3			4
21年		1	2			3
22年			1			1
23年			3			3
24年		1				1
25年			5			5
26年			4			4
27年			1			1
28年	1		6			7
29年			1	1		2
30年			1	1		2
31年		1	5			6
32年			2	3		5
33年			1	1		2
34年			3	2		5
35年				2		2
36年				2		2
37年			3	1		4
38年						
39年						
40年						
41年以上						
計	17	27	45	13		102

医療職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1年未満					
1年					
2年					
3年					
4年					
5年					
6年					
7年					
8年	1				1
9年					
10年					
11年					
12年					
13年	1				1
14年					
15年					
16年					
17年					
18年					
19年			1		1
20年					
21年					
22年					
23年				1	1
24年					
25年			1		1
26年					
27年					
28年					
29年			1		1
30年					
31年			1		1
32年					
33年					
34年					
35年			2		2
36年					
37年					
38年					
39年					
40年					
41年以上			3		3
計	2		9	1	12

医療職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	計
1年未満		7						7
1年		2						2
2年		4						4
3年								
4年		3						3
5年		3						3
6年		8						8
7年		7						7
8年		5						5
9年		9						9
10年		2						2
11年		3						3
12年		6	3	1				10
13年		1	2	1				4
14年		1	5	1				7
15年			1	3				4
16年			2	4				6
17年		1	2	2				5
18年				2	2			4
19年				1	1			2
20年		1	1		5			7
21年			1	1	1			3
22年					2			2
23年		1		1	5			7
24年					5			5
25年					6			6
26年				1	3			4
27年				2	10			12
28年				1	2			3
29年					3			3
30年				1	6			7
31年		1		1	6	1		9
32年				1	3			4
33年				2	3	4	1	10
34年				1	3	2		6
35年					1	2		3
36年				1	2		1	4
37年				1	1		2	4
38年				1				1
39年								
40年								
41年以上		2						2
計		67	17	30	70	9	4	197

医療職給料表(三)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	計
1年未満								
1年		7						7
2 "		9						9
3 "		3						3
4 "		6						6
5 "		3						3
6 "		1						1
7 "		4						4
8 "		5						5
9 "		1						1
10 "			1					1
11 "		2	1					3
12 "		2	1					3
13 "		2	1					3
14 "		3	1	1				5
15 "			2	1				3
16 "		2		1				3
17 "			1	1	2			4
18 "		1						1
19 "					1			1
20 "		1		1				2
21 "				1				1
22 "		1			3			4
23 "			1	1				2
24 "			2		1			3
25 "				1				1
26 "				1				1
27 "					1			1
28 "				1				1
29 "			1					1
30 "				1				1
31 "					4			4
32 "				1	2			3
33 "				2	1			3
34 "								
35 "				1				1
36 "				1				1
37 "					4			4
38 "					1			1
39 "								
40 "								
41年以上								
計		53	12	16	20			101

第7表 給料表別、級別、学歴別人員

給料表	学歴 職務の級	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均 学 年 数 (年)
		(人)	(人)	(人)	(人)	
行政職	1	438	6	304		14.4
	2	663	7	243		14.9
	3	576	7	182		15.0
	4	521	11	274		14.6
	5	408	7	216		14.6
	6	229	2	75		15.0
	7	126	2	17		15.5
	8	40		5		15.6
	9	19		1		15.8
	10					
計	3,020	42	1,317		14.8	
警察職	1	61	12	183		13.0
	2	449	24	281		14.4
	3	438	28	170		14.8
	4	240	16	121		14.6
	5	52	1	22		14.8
	6	28		23		14.2
	7	21	1	14		14.4
	8	10		8		14.2
	9	7		4		14.5
	計	1,306	82	826		14.4
海事職	1		1	1		13.0
	2			2		12.0
	3		2	12		12.3
	4		3	15		12.3
	5					
	計		6	30		12.3
教育職(一)	1	40	15	14		14.8
	2	2,326	61	30		15.9
	3	95	1			16.0
	4	65				16.0
	計	2,526	77	44		15.9
教育職(二)	1					
	2	4,922	126	1		15.9
	3	408	2			16.0
	4	383	2	1		16.0
	計	5,713	130	2		16.0

給料表	学歴 職務の級	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均 学 年 数 (年)
		(人)	(人)	(人)	(人)	
研究職	1	16	1			15.9
	2	27				16.0
	3	43	1	1		15.9
	4	13				16.0
	5					
計	99	2	1		15.9	
医療職(一)	1	2				16.0
	2					
	3	9				16.0
	4	1				16.0
	計	12				16.0
医療職(二)	1					
	2	53	14			15.6
	3	16	1			15.9
	4	20	10			15.3
	5	56	14			15.6
	6	9				16.0
	7	4				16.0
計	158	39			15.6	
医療職(三)	1					
	2	42	11			15.6
	3	8	4			15.3
	4	4	12			14.5
	5	7	13			14.7
	6					
	7					
計	61	40			15.2	

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第8表 扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者	3,000円 (配偶者)	11,500円 (子)	6,500円 (その他の 扶養親族)	扶養 親族計	加算額 5,000円	受給者 1人当たり 平均手当 月額
		〔行政職給料表 8級以上相当 は支給しない。〕	〔行政職給料表 8級相当は 3,500円。 9級以上相当 は支給しない。〕	〔満16歳年度 初めから満 22歳年度末 までの間に ある子〕			
行政職	1,530 ^人	598 ^人	2,036 ^人	160 ^人	2,794 ^人	746 ^人	19,590 ^円
警察職	1,172	654	1,844	21	2,519	353	21,388
海事職	22	13	32	0	45	12	21,227
教育職(一)	1,133	357	1,706	94	2,157	610	21,493
教育職(二)	2,136	560	2,918	234	3,712	1,346	20,360
研究職	39	14	56	2	72	15	19,846
医療職(一)	7	6	2	0	8	0	5,857
医療職(二)	70	17	103	4	124	41	20,950
医療職(三)	24	0	38	4	42	7	20,750
計	6,133	2,219	8,735	519	11,473	3,130	20,565

第9表 住居手当の支給状況

その1 職員の居住する住宅に係る住居手当の支給状況

給料表	区分	受給者			受給者1人 当たり平均 手当月額
		手当月額 11,000円未満	手当月額 11,000円以上 27,000円未満	手当月額 27,000円	
行政職	1 ^人	629 ^人	827 ^人	1,457 ^人	24,972 ^円
警察職	0	354	449	803	24,795
海事職	0	4	5	9	23,389
教育職(一)	0	277	522	799	25,475
教育職(二)	2	550	806	1,358	25,312
研究職	0	14	26	40	25,425
医療職(一)	0	0	3	3	27,000
医療職(二)	0	29	42	71	25,165
医療職(三)	0	12	15	27	25,311
計	3	1,869	2,695	4,567	25,137

その2 配偶者の居住する住宅に係る住居手当の支給状況

給料表	区分	受給者	受給者1人当たり 平均手当月額
行政職		3 ^人	13,500 ^円
警察職		15	12,580
海事職		0	0
教育職(一)		2	12,200
教育職(二)		2	11,600
研究職		0	0
医療職(一)		0	0
医療職(二)		1	13,500
医療職(三)		0	0
計		23	12,622

第10表 通勤手当の支給状況

通勤方法	区 分	受 給 者	受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額
交 通 機 関 利 用 者		1,537	16,269
交 通 用 具 使 用 者		10,458	8,258
	自 動 車	10,258	8,373
	そ の 他	200	2,381
併 用 利 用 者		285	44,459
	計	12,280	10,101

第11表 再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(単位 人)

給料表 \ 職務の級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	173		1	72	83	17					
警察職	61		11	40	10						
海事職	3			3							
教育職(一)	187	14	173								
教育職(二)	231		231								
研究職	0										
医療職(一)	7			1	2	4					
医療職(二)	5			5							
給料表計	667										
61歳	190										
62歳	182										
63歳	181										
64歳	114										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(単位 人)

給料表 \ 職務の級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	13		13								
教育職(一)	2		2								
教育職(二)	32		32								
給料表計	47										
60歳	13										
61歳	26										
62歳	0										
63歳	1										
64歳	7										

2 令和7年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

青森県人事委員会、人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 396事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から151事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第1表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係職種280人（行政職に相当する調査実人員260人）、初任給関係以外の調査職種3,933人（行政職に相当する調査実人員3,641人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、16,805人であり、行政職に相当するものは、11,119人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

③ 調査の結果は、青森県人事委員会が集計し、一部については人事院が独立行政法人統計センターに依頼して集計を行った。

(6) その他

この調査の結果は、人事院に送付され、一般職の国家公務員の給与に係る検討のため全国規模で集計されている。

第1表 企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計		127	40	56	31
農 業 , 林 業 , 漁 業		2	1	1	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		18	2	5	11
製 造 業		44	19	18	7
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		24	7	14	3
卸 売 業 , 小 売 業		3	0	3	0
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		4	2	2	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		32	9	13	10

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が21所あった。
 2 調査対象事業所151所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた148所に占める調査完了事業所127所の割合(調査完了率)は85.8%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位 円)

職 種	学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	212,150	220,457	204,291	215,000 *
	短 大 卒	178,101	—	178,101 *	176,100 *
	高 校 卒	181,905	186,055	171,875 *	168,300 *
新 卒 技 術 者	大 学 卒	233,880	257,360	216,093	—
	短 大 卒	202,177	219,000 *	196,570	202,633 *
	高 校 卒	180,826	190,109	176,572	173,750 *
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	221,845	235,833	209,855	215,000 *
	短 大 卒	190,730	219,000 *	186,446	187,471 *
	高 校 卒	181,408	187,170	175,006	170,480

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 2 「*」は、調査事業所が3事業所以下であることを示す。

第3表 職種別給与額等

給与比較の対象職種
企業規模計（100人以上）

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			きまって 支給する給与 A (円)	う ち 時間外手当 B (円)	A－B (円)	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支 店 長	5	58.5	719,340	126	719,214
	工 場 長	2	56.0	614,004	0	614,004
	事 務 部 長	100	54.0	596,290	8,730	587,560
	技 術 部 長	68	54.5	648,934	6,782	642,152
	事 務 部 次 長	83	53.5	563,157	9,781	553,376
	技 術 部 次 長	41	53.7	580,393	21,546	558,847
	事 務 課 長	187	50.6	504,713	8,335	496,378
	技 術 課 長	119	50.2	601,467	6,599	594,868
	事 務 課 長 代 理	136	46.6	429,269	36,050	393,219
	技 術 課 長 代 理	33	43.7	421,192	53,584	367,608
	事 務 係 長	231	47.4	440,506	53,867	386,639
	技 術 係 長	134	47.6	601,476	110,395	491,081
	事 務 主 任	280	45.4	387,712	41,820	345,892
	技 術 主 任	147	41.4	463,853	99,825	364,028
	事 務 係 員	1,079	39.9	299,523	30,996	268,527
	技 術 係 員	519	35.8	353,548	68,850	284,698
技 能 ・ 職 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	—	—	—	—	—
	守 衛	—	—	—	—	—
	用 務 員	4	54.5	251,681	7,920	243,761
研 究 関 係 職 種	研 究 部 (課) 長	—	—	—	—	—
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	—
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—
	研 究 員	—	—	—	—	—
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。

2 ①「中間職(部長-課長間)」、②「中間職(課長-係長間)」、③「中間職(係長-係員間)」
資格又は給与上の等級（格付）から職責がそれぞれ、①部長と課長の間、②課長と係長の

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長 級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職 9級、10級 企業規模100人以上500人未満 行政職 7級、 8級
前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長 級専門職	企業規模500人以上 行政職 7級、8級 企業規模100人以上500人未満 行政職 5級、 6級
前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長一係長間)	企業規模500人以上 行政職 5級、6級 企業規模100人以上500人未満 行政職 4級
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職 3級、4級 企業規模100人以上500人未満 行政職 3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職 (係長一係員間)	企業規模500人以上 行政職 2級 (一部は3級、4級) 企業規模100人以上500人未満 行政職 2級 (一部は3級)
	行政職 1級
見習、外国語の電話交換手を除く。	
業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長	
構成員3人以上の室(係)の長	
下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	

とは、それぞれ、①部長と課長、②課長と係長、③係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能間、③係長と係員の上に位置付けられる者をいう。

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)	
教 育 関 係 職 種	学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	8	59.9	594,761	0	594,761
	大 学 教 授	52	57.6	555,529	0	555,529
	大 学 准 教 授	33	50.2	513,191	0	513,191
	大 学 講 師	30	40.6	438,923	0	438,923
	大 学 助 教	19	35.9	384,990	0	384,990
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 諭	—	—	—	—	—
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—
	副 院 長	X	X	X	X	X
	医 科 長	—	—	—	—	—
	医 師	4	54.3	1,563,660	1,535	1,562,125
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	—	—	—	—	—
	薬 剤 師	4	33.5	346,650	1,590	345,060
	診 療 放 射 線 技 師	6	31.8	286,620	13,287	273,333
	臨 床 検 査 技 師	5	43.3	282,931	1,971	280,960
	栄 養 士	4	43.5	252,000	0	252,000
	理 学 療 法 士	28	30.8	261,921	3,222	258,699
	作 業 療 法 士	30	34.6	273,100	5,599	267,501
	総 看 護 師 長	X	X	X	X	X
	看 護 師 長	17	48.6	384,925	8,887	376,038
看 護 師	36	37.2	299,979	8,104	291,875	
准 看 護 師	10	40.8	240,446	23,966	216,480	

備 考	対 応 級
部下に医師又は歯科医師 5 人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師 1 人以上	
部下に薬剤師 2 人以上	
部下に看護師長 5 人以上	
部下に看護師又は准看護師 5 人以上	

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種 (再 雇 用 者)	支 店 長 ・ 工 場 長	—	—	—	—	
	事 務 ・ 技 術 部 長	3	63.1	452,149	36,481	415,668
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	9	63.8	347,985	12,672	335,313
	事 務 ・ 技 術 課 長	8	64.1	297,103	12,500	284,603
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	X	X	X	X	X
	事 務 ・ 技 術 係 長	3	65.4	251,999	11,678	240,321
	事 務 ・ 技 術 主 任	8	62.9	281,606	2,014	279,592
	事 務 ・ 技 術 係 員	122	62.4	224,571	9,814	214,757

備 考	対 応 級
事務・技術関係職種の備考欄参照	

第4表 民間における初任給の改定状況

(単位 %)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据 置 き	減 額	
			大 学 卒	規 模 計 (100 人 以 上)	39.8	
大 学 卒	500 人 以 上	55.8	(64.0)	(36.0)	(-)	44.2
	100 人 以 上 500 人 未 満	28.7	(71.8)	(28.2)	(-)	71.3
	【参考】 50 人 以 上 100 人 未 満	16.1	(66.7)	(33.3)	(-)	83.9
	高 校 卒	規 模 計 (100 人 以 上)	40.6	(89.1)	(10.9)	(-)
高 校 卒	500 人 以 上	60.4	(86.7)	(13.3)	(-)	39.6
	100 人 以 上 500 人 未 満	27.0	(91.7)	(8.3)	(-)	73.0
	【参考】 50 人 以 上 100 人 未 満	19.4	(100.0)	(-)	(-)	80.6

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第5表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

(単位 %)

役職 段階	項目 企業規模	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
		係 員	規模計 (100人以上)	63.1	3.9
	500人以上	83.1	0.0	0.0	16.9
	100人以上 500人未満	56.1	5.3	0.0	38.7
	【参考】 50人以上 100人未満	50.0	7.1	0.0	42.9
課 長 級	規模計 (100人以上)	56.6	4.0	0.0	39.4
	500人以上	72.7	0.0	0.0	27.3
	100人以上 500人未満	51.1	5.4	0.0	43.5
	【参考】 50人以上 100人未満	50.0	7.1	0.0	42.9

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除く事業所を100とした割合である。
なお、少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

(単位 %)

役職 段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係 員	規模計 (100人以上)	90.0	88.4	42.3	6.2	40.0	1.6	10.0
	500人以上	93.5	93.5	36.2	15.6	41.7	0.0	6.5
	100人以上 500人未満	88.6	86.3	44.8	2.3	39.3	2.3	11.4
	【参考】 50人以上 100人未満	79.2	79.2	33.3	8.3	37.5	0.0	20.8
課 長 級	規模計 (100人以上)	83.2	81.5	43.9	3.2	34.5	1.7	16.8
	500人以上	90.1	90.1	53.0	5.2	31.9	0.0	9.9
	100人以上 500人未満	80.6	78.2	40.4	2.4	35.5	2.3	19.4
	【参考】 50人以上 100人未満	79.2	79.2	33.3	8.3	37.5	0.0	20.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。
なお、少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第6表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位 %)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
96.2	(8.7)	(65.9)	(1.3)	(24.1)	3.8

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(その2及びその3において同じ。)

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

(単位 %)

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
49.4	(10.1)	(53.5)	(18.2)	(18.2)	50.6

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

(単位 %)

月額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
16.5	0.0	0.0	38.6	25.4	0.0	0.0	0.0
月額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
19.5	0.0						

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。

2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 %)

係員		課長級		部長級 (非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
61.8	38.2	59.2	40.8	59.1	40.9

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(第8表から第10表において同じ。)

第8表 民間における定年制の状況

(単位 %)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	63.0	37.0	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位 %)

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		36.1	19.4	63.9
非 管 理 職		33.8	23.6	66.2

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第10表において同じ。)
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位 %)

課 長 級	非 管 理 職
76.2	78.0

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 国家公務員及び東北各県職員の給与関係

第1表 国家公務員の平均給与月額の前年比較

給与項目	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
	令和7年4月	令和6年4月	令和7年4月	令和6年4月
俸給	332,237 ^円	323,823 ^円	345,458 ^円	336,041 ^円
地域手当等	44,844	44,134	44,336	43,679
俸給の特別調整額	12,585	12,627	11,810	11,871
扶養手当	7,896	8,189	8,573	8,736
住居手当	7,928	7,628	7,227	6,988
その他	8,990	8,977	7,575	7,486
合計 (平均給与月額)	414,480	405,378	424,979	414,801

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。
 2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
 3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第2表 国家公務員の適用俸給表別人員等

区分 俸給表	適用人員 人	性別人員構成比 %		平均年齢 歳	平均 経験年数 年
		男性	女性		
行政職俸給表(一)	139,580	73.9	26.1	41.9	19.7
公安職俸給表(一)	21,786	87.5	12.5	41.7	20.3
海事職俸給表(一)	198	98.0	2.0	41.3	19.8
研究職俸給表	1,122	79.1	20.9	46.0	22.0
医療職俸給表(一)	582	76.1	23.9	53.9	27.1
医療職俸給表(二)	498	52.4	47.6	46.6	21.0
医療職俸給表(三)	1,760	22.2	77.8	48.2	22.7
特定任期付 職員俸給表	481	81.7	18.3	43.5	—
第一号任期付 研究員俸給表	13	61.5	38.5	45.2	—
第二号任期付 研究員俸給表	19	68.4	31.6	35.4	—

- (注) 1 令和7年国家公務員給与等実態調査により、本県で使用している給料表に対応するものを掲げた。
 2 再任用職員(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員)等は含まれていない。

第3表 東北各県職員給与等実態調査結果

項目	給料表			行政職	公安職	海事職	教育職 (高等学校)	教育職 (中・小学校)
	県							
職員数 (人)	青森県	4,379	2,214	36	2,647	5,845		
	岩手県	4,508	2,061	-	2,965	5,832		
	宮城県	5,684	3,776	-	4,140	6,247		
	秋田県	3,676	1,881	15	2,235	4,010		
	山形県	3,737	1,853	22	2,094	4,954		
	福島県	5,754	3,331	-	4,173	8,227		
平均給料月額 (円)	青森県	323,055	326,692	390,492	379,254	375,214		
	岩手県	332,553	339,916	-	385,683	374,055		
	宮城県	334,723	347,661	-	381,804	360,744		
	秋田県	336,250	339,684	353,351	397,022	374,490		
	山形県	339,053	343,909	399,314	388,719	363,418		
	福島県	337,595	350,054	-	396,654	376,983		
平均年齢 (歳)	青森県	40.9	37.4	47.9	45.3	45.7		
	岩手県	40.8	37.3	-	45.3	44.2		
	宮城県	41.0	37.7	-	44.4	40.7		
	秋田県	41.7	37.6	42.9	47.8	45.4		
	山形県	42.1	38.1	48.6	45.8	42.2		
	福島県	41.2	37.9	-	46.1	44.1		
平均経験年数 (年)	青森県	19.3	16.2	28.7	22.5	23.1		
	岩手県	19.8	16.8	-	22.7	21.7		
	宮城県	20.1	16.8	-	22.0	18.3		
	秋田県	20.5	16.6	22.8	24.7	22.3		
	山形県	20.8	17.2	28.7	23.0	19.3		
	福島県	19.1	16.5	-	23.2	21.2		
平均修学年数 (年)	青森県	14.8	14.4	12.3	15.9	16.0		
	岩手県	14.3	14.0	-	15.8	15.9		
	宮城県	14.4	14.4	-	15.9	16.0		
	秋田県	14.2	14.1	13.3	16.1	16.0		
	山形県	14.6	14.1	12.6	15.8	16.0		
	福島県	14.9	14.1	-	15.9	15.8		

行政別 職員 給料 構成 表 (%)	職務の級			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	県							
青森県	森	17.1	20.8	17.5	18.4	14.4		
	岩手県	18.9	18.0	11.0	17.5	21.9		
	宮城県	14.0	16.9	16.6	20.7	19.3		
	秋田県	15.9	14.4	16.3	10.5	31.7		
	山形県	19.4	11.0	15.0	19.6	21.5		
	福島県	15.5	10.7	20.8	27.2	10.0		

(注) 1 教育職給料表(高等学校)には、特別支援学校の職員を含む。
 2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	計
102	12	197	101	15,533
174	24	101	100	15,765
267	16	215	108	20,453
181	16	80	60	12,154
261	14	266	113	13,314
297	20	244	163	22,209
352,088	513,808	330,064	314,722	353,307
366,606	494,612	342,156	330,438	359,532
362,720	456,994	345,753	334,783	355,167
373,004	430,450	348,145	328,794	361,308
358,827	548,886	336,843	355,832	357,704
344,868	531,745	339,232	328,692	365,376
45.0	58.2	42.7	37.2	43.0
43.6	45.9	42.0	38.8	42.5
43.9	40.2	41.9	39.1	41.0
44.5	40.5	44.5	38.6	43.5
42.0	56.6	41.7	43.4	42.2
39.9	50.3	42.5	38.1	42.7
21.7	29.6	19.7	15.3	20.8
20.8	21.9	18.8	16.2	20.9
21.4	17.4	19.4	16.6	19.0
19.9	13.5	20.2	15.8	21.2
19.1	30.6	19.0	21.2	20.1
16.7	25.8	20.1	15.8	20.2
15.9	16.0	15.6	15.2	15.4
16.0	18.0	15.8	15.6	15.2
15.8	16.0	15.7	15.9	15.2
17.1	18.4	16.5	16.0	15.2
16.0	16.0	15.0	15.0	15.3
15.9	18.0	14.9	15.2	15.3

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
7.0	3.3	1.0	0.5	-	100.0
6.1	4.1	1.8	0.5	0.0	100.0
6.7	3.8	1.5	0.5	-	100.0
8.0	1.9	0.9	0.2	-	100.0
8.5	2.9	1.6	0.5	-	100.0
12.0	2.4	0.9	0.6	0.0	100.0

4 生 計 費 関 係

青森市における費目別世帯人員別標準生計費

(令和7年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	31,190	42,130	53,890	65,640	77,390
住居関係費	40,240	52,240	43,590	34,960	26,310
被服・履物費	3,690	2,660	4,230	5,810	7,380
雑費Ⅰ	20,120	29,490	41,070	52,640	64,220
雑費Ⅱ	6,160	10,040	13,130	16,230	19,320
計	101,400	136,560	155,910	175,280	194,620

標準生計費算定方法

青森市における標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、消費支出について次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。なお、税金や社会保険料等の非消費支出、預貯金、住宅購入等に係る借入返済金等は含まれていない。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（青森市・勤労者世帯）における令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については1人世帯の各費目別標準生計費（令和7年4月、全国）を基礎に算定した。

5 労働経済指標

項目			年 月		令和6年	5月	6月	7月	8月	9月
			金額 (円)	前年同月比 (%)	4月					
① 賃金・労働時間	きま つて 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)	青 森 県	金 額 (円)	243,402	244,015	251,875	252,213	249,036	245,575	
			前年同月比 (%)	△ 0.1	2.3	2.7	3.6	3.3	1.4	
		う ち 所 定 内 給 与	金 額 (円)	227,211	228,127	235,273	235,330	232,585	229,184	
			前年同月比 (%)	0.4	2.7	2.9	4.0	3.8	2.0	
		全 国	金 額 (円)	316,529	315,038	317,112	317,490	315,918	316,549	
			前年同月比 (%)	2.3	2.8	2.8	2.8	3.2	2.8	
	う ち 所 定 内 給 与	金 額 (円)	291,329	290,826	292,818	292,893	291,386	292,542		
		前年同月比 (%)	2.5	2.9	3.0	3.0	3.2	3.1		
	総 実 労 働 時 間 数 (調 査 産 業 計)	青 森 県	時 間 数 (時間)	151.5	148.5	152.1	154.5	143.8	146.9	
			うち所定外労働時間数	時 間 数 (時間)	10.0	9.5	10.2	10.4	9.8	10.4
		全 国	時 間 数 (時間)	147.5	143.6	145.6	148.0	138.3	139.5	
			うち所定外労働時間数	時 間 数 (時間)	12.2	11.5	11.6	11.8	10.8	11.5
② 生 計 費 出	消 世 帯	青 森 市	金 額 (円)	240,650	278,916	248,601	251,074	286,723	249,559	
			前年同月比 (%)	△ 19.9	△ 8.1	15.1	7.3	17.0	5.7	
		全 国	金 額 (円)	313,300	290,328	280,888	290,931	297,487	287,963	
			前年同月比 (%)	3.4	1.4	1.9	3.3	1.5	1.8	
	勤 労 者 世 帯	青 森 市	金 額 (円)	281,504	354,807	258,887	272,563	328,065	265,171	
			前年同月比 (%)	△ 21.0	△ 10.3	12.4	0.5	18.7	6.3	
		全 国	金 額 (円)	345,020	318,560	300,228	312,568	318,764	308,417	
			前年同月比 (%)	3.2	2.2	0.6	2.0	2.3	△ 1.1	
③ 物 価	消費者物価指数	青 森 市	前年同月比 (%)	3.0	2.9	3.1	3.3	3.1	2.4	
		全 国	前年同月比 (%)	2.5	2.8	2.8	2.8	3.0	2.5	
	国内企業物価指数	全 国	前年同月比 (%)	0.9	2.3	2.6	3.1	2.6	3.1	
④ 雇 用	常用雇用指数 (調査産業計)	青 森 県	前年同月比 (%)	△ 0.7	1.3	0.7	△ 0.9	△ 0.3	△ 0.2	
		全 国	前年同月比 (%)	1.1	1.2	1.4	1.3	1.3	1.2	
	有効求人倍率 (季節調整値)	青 森 県	倍 率 (倍)	1.13	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	
		全 国	倍 率 (倍)	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」
2 「きまって支給する給与」、「総実労働時間数」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人

10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	資料出所
249,940	253,486	253,513	253,945	254,168	255,906	255,990	254,209	260,092	厚生労働省 青森県
0.9	2.0	1.6	4.9	4.6	6.1	5.1	4.1	3.3	
232,043	234,788	235,444	234,571	234,687	236,224	237,359	236,415	241,030	
0.9	1.9	2.6	3.7	3.1	4.9	4.4	3.6	2.4	
319,057	319,881	319,913	314,095	313,462	316,657	323,962	321,399	324,349	
2.9	3.1	3.1	2.6	1.8	1.4	2.3	2.0	2.3	
293,590	293,859	294,316	289,935	289,013	291,902	298,405	296,908	299,777	
2.9	3.1	3.1	2.6	1.6	1.6	2.4	2.1	2.3	
153.6	153.5	149.9	143.6	142.8	148.3	152.8	148.9	155.6	
11.5	11.3	11.1	10.7	10.8	11.8	10.7	10.5	10.6	
146.7	146.4	142.2	135.0	135.6	138.1	145.4	140.5	145.2	
12.2	12.1	11.7	11.1	11.4	11.8	12.0	11.3	11.3	
251,370	238,883	314,458	271,188	261,307	282,380	263,493	240,993	234,348	総務省
4.0	△ 1.9	10.4	10.6	11.3	△ 2.9	9.5	△ 13.6	△ 5.7	
305,819	295,518	352,633	305,521	290,511	339,232	325,717	316,085	295,419	
1.3	3.0	7.0	5.5	3.8	6.4	4.0	8.9	5.2	
253,626	258,872	347,103	261,384	307,006	309,012	274,388	250,716	253,431	
1.5	7.5	15.2	△ 9.7	22.4	1.1	△ 2.5	△ 29.3	△ 2.1	
327,613	316,535	379,200	331,341	313,977	382,959	363,182	351,466	323,202	総務省
△ 0.9	4.9	8.7	5.8	2.0	8.2	5.3	10.3	7.7	
1.6	2.3	3.1	4.1	3.8	3.6	3.4	3.5	3.0	日本銀行
2.3	2.9	3.6	4.0	3.7	3.6	3.6	3.5	3.3	
3.7	3.8	4.0	4.2	4.3	4.3	4.1	3.3	2.9	厚生労働省 青森県
△ 0.5	1.0	0.8	△ 1.0	△ 1.2	△ 3.0	△ 1.2	△ 2.6	△ 2.9	
1.4	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9	1.1	1.1	1.0	厚生労働省
1.10	1.09	1.09	1.10	1.10	1.08	1.07	1.07	1.09	
1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	

の前年同月比は令和2年=100とした指数を基礎としている。
以上の数値である。

6 勤務時間等関係

第1表 時間外勤務の状況

その1 月平均時間外勤務時間数

(単位 時間)

部局等 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知事	10.9	12.7	14.4	10.8	10.0
警察	19.3	19.7	19.1	19.6	19.1
教育委員会	14.1	11.9	11.6	9.6	10.0
その他	4.7	5.8	8.7	10.6	9.5
計	14.5	15.4	16.2	14.3	13.6

(注) 1 時間数は、時間外勤務手当の支給対象となる職員1人当たりの平均である。
 2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

その2 時間外勤務が月100時間以上の職員数

(単位 人)

部局等 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知事	107	298	299	62	86
警察	0	3	7	8	0
教育委員会	3	1	0	2	1
その他	1	3	2	0	3
計	111	305	308	72	90

(注) 1 人数は、延べ人数で集計したものである。
 2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

第2表 年次休暇の取得状況

(単位 日)

部局等 \ 年次	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
知事	13.3	14.1	14.2	15.2	15.0
警察	14.8	15.2	15.0	15.8	15.9
教育委員会	11.3	11.8	12.8	13.5	14.1
高等学校、 特別支援学校	12.8	13.2	13.3	14.8	14.4
中学校、小学校	10.7	11.7	12.3	14.1	13.6
その他	13.2	13.5	15.0	15.7	15.5
計	12.3	13.0	13.3	14.7	14.4

(注) 日数は、職員1人当たりの年間平均取得日数である。

令和7年 人事院勧告・報告の概要



激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要



官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給 官民較差:15,014円(3.62%)
【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

- 俸給
 - 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
 - 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- 本府省業務調整手当
 - 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
 - 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- 特勤勤務手当等
 - 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
 - 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● **支給月数の改定**【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置